



The Journal of Australian and Asian Studies

オーストラリア・アジア研究紀要

Vol. 3 第3号

オーストラリア・アジア研究紀要 第3号

2018

追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所

The Center for Australian and Asian Studies, Otomon Gakuin University
追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所

2018

「オーストラリア・アジア研究紀要」第3号刊行に寄せて

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所長 近藤 伸二

電子版として新たなスタートを切った「オーストラリア・アジア研究紀要 (The Journal of Australian and Asian Studies)」は2018年度で第3号となりました。通巻41号まで積み重ねた旧「オーストラリア研究紀要 (The Journal of Australian Studies, Otemon)」を引き継ぎ、オーストラリア・アジア地域に関する研究成果の発表や情報発信の場として定着してきました。

オーストラリア・アジア研究所は2018年度、オーストラリアのメルボルン大学、本学と学術・教育交流協定を結んでいるマレーシアの国際マラヤ・ウェールズ大学との共同研究を進めてきました。6月と11月にメルボルン大学の教授を本学に迎えて講演会や共同研究会を実施したほか、11月には国際マラヤ・ウェールズ大学で開催されたシンポジウムで本研究所員が基調講演を行いました。

一般市民向けの活動にも重点的に取り組んできました。茨木市と共催の公開講座「アジア・オーストラリアを知る」は6月に第1回を実施した後、大阪北部地震の影響で中断しましたが、11月に再開し、計4回開きました。10月には「インド社会と村上春樹～現代インドの読書体験～」、11月には「今インドで女性として書くこと：ヒンディー語作家とその読書経験」というインドをテーマにした講演会を茨木市と共催しました。

紀要第3号には、これらのイベントに関する資料も収録しています。

本学の学生を対象にした秋学期の授業「オーストラリアを学ぶ」では、デイビッド・ローソン在大阪オーストラリア総領事やオーストラリア駐在が長かった商社マンを講師に招き、講義は一般にも公開しました。台湾に留学する本学生向けの研修講座や、オーストラリアに修学旅行に行く高校生を対象にした研修授業も担当しました。オープンキャンパスや大学祭の場で、先住民の楽器・ディジュリドゥのコンサートやワークショップを行い、多くの方々にオーストラリアの伝統文化に触れてもらいました。

研究所は2019年度も、オーストラリアやアジアの研究機関との共同研究を推進し、その成果を広く社会にPRしていくとともに、地域貢献にも力を入れていきます。

オーストラリア・アジア研究紀要

第3号 目次 (仮)

投稿論文

- 国における公訴時効（訴追時効）制度の
79年刑法から97年刑法への改正考 …………… 高橋 孝治 1

国際シンポジウム

- 《日豪の製造業におけるイノベーションとオペレーション戦略》
国境を越えた品質改善の取り組み～挑戦と苦悩そして信頼と～ …………… 神野 仁志 13
Supply Chain Design and Innovation : research question …………… Pradash J. Singh 14

茨木市×追手門学院大学 連携講座

- 《アジア・オーストラリアと日本》
現代インドをめぐる諸問題 …………… 小松 久恵 16
イノベーション・マネジメントの実現－日豪の事例を中心に－ …………… 崔 宇 21
地球温暖化防止協定をめぐる日本とオーストラリアの国際関係
－京都議定書からパリ協定へ－ …………… 加賀爪 優 24

《現代インドの英語文学》

- インド社会と村上春樹 ～現代インドの読書経験～ …………… デヴリナ・ムケルジー 26
今インドで女性として書くこと
～ヒンディー語作家とその読書経験～ …………… アルパナー・ミシュラ 27

特別講演会

- オーストラリアの政治・経済現状と日本・アジア諸国との連携 …………… 高田 光進 28
貿易・投資から見た日豪関係 …………… デイビッド・ローソン 33
オーストラリアの政治・外交の現状 …………… 高田 光進 34
インド人との付き合い方 …………… 大崎 雄二 39

共同研究会

- メルボルン大学はいかにして
アジア・オセアニア地域のNo.1大学になりえたのか …………… Prakash J. Singh 40

The Center for Australian and Asian Studies

Vol.3 Contents

Journal Article

- Study on the revision of Chinese accused statute limitation system
from 1979 criminal law to 1997 criminal law Koji TAKAHASHI 1

International Symposium

Innovation and Operations Strategy towards Manufacturing Industry in Australia and Japan

- Efforts for Quality Improvement Across Borders
—Challenges, Hardships, and Trust— Hitoshi JINNO 13
Supply Chain Design and Innovation : research question Prakash J. SINGH 14

Collaborative lectures by Ibaraki City and Otemon Gakuin University

《Asia, Australia and Japan》

- The Issues in Contemporary India Hisae KOMATSU 16
Achieving Innovation Management
— Focused on Case Studies in Japan and Australia— Yu CUI 21
Global Warming Mitigation Framework and International Relation between Australia and Japan
— from Kyoto Protocol to Paris Agreement— Masaru KAGATSUME 24

Collaborative lectures by Ibaraki City and Otemon Gakuin University

《English Literature in Contemporary India》

- The Society of India and Haruki Murakami
~Reading Experience of Contemporary India~ Devlina MUKHERJEE 26
To write as A Woman in India
~Hindi Writer and Her Writing Experience~ Alpana MISHRA 27

Special Lectures

- The Political and Economic Status of Australia and Cooperation with Japan and Asian Nations
..... Mitsuyuki TAKADA 28
Japan-Australia Relations from the Perspective of Trade and Investment David LAWSON 33
The Political and Diplomatic Status of Australia Mitsuyuki TAKADA 34
How to Socialize with Indians Yuji OZAKI 39

Joint Workshop

- University of Melbourne—Success Story— Prakash J. SINGH 40

投稿論文

中国における公訴時効（訴追時効）制度の
79年刑法から97年刑法への改正考

高橋 孝治

立教大学 アジア地域研究所 特任研究員

Study on the revision of Chinese accused statute limitation system
from 1979 criminal law to 1997 criminal law

Koji TAKAHASHI

Rikkyo University Centre for Asian Area Studies/Project Fellows

Abstract : The institution of prescribed statutes of limitations is a system whereby, after a certain period of time from the occurrence of a crime, the claim is lost and no indictment can be made no matter how much evidence of guilt is available. In China the prosecuted statute of limitations is stipulated under the criminal law. And the Chinese criminal law was fully revised in 1997. In this paper, we will examine how the prescribed statute of limitations has changed before and after a full revision, and what kind of thought was in the background.

In the conclusion of this paper, we amend such as to clarify the part where the interpretation was not consistent, but the article which diverges from the judicial practice or the article which contradiction has occurred also remained.

1. はじめに

1. 1. 問題の所在

公訴時効制度とは、犯罪の発生から一定期間が経過すると訴権が失われ、どんなに有罪の証拠が揃っていても、起訴ができなくなるという制度である¹。ところで、中華人民共和国（以下「中国」という。1949年10月1日の中華人民共和国成立宣言以降を特に強調する場合は「新中国」という）では公訴時効制度は、訴追時効制度〔追訴時効制度〕と呼ばれている（以下、「中国の公訴時効制度」を指すときは「訴追時効制度」と呼ぶことにする）²。中国における訴追時効制度の基本的条文は刑法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行（これを「79年刑法」という）。1997年3月14日全面改正。1997年10月1日改正法施行（これ以降を「97年刑法」という）。2017年11月4日最終改正・改正法施行）第87条～第89条に、その効果は刑事訴訟法（1979年7月1日公布。1980年1月1日施行（これを「79年刑訴法」という）。1996年3月17日および2012年3月14日全面改正（これらをそれぞれ「96年刑訴法」、「12年刑訴法」という）。2013年1月1日改正法施行）第15条に規定されている。この条文は、以下の通りである。なお、ここでいう人民検察院とは日本の検察庁に、公安機関とは日本の警察に、人民法院とは日本の裁判所に相当する。

¹ 川端博『刑事訴訟法講義』成文堂、2012年、202頁。渡辺直行『入門刑事訴訟法』（第2版）成文堂、2013年、133頁。

² 中国で「公訴時効制度」と呼ばれない理由は、中国では「公訴」のみならず、犯罪被害者やその法定代理人が直接刑事訴訟を起す「自訴」も時効の対象となるからである。高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）2016年、77頁。

97年刑法

第87条 犯罪は以下の期限を経過したら訴訟提起できない。

- (一) 最高法定刑が5年未満の有期懲役の場合、5年。
- (二) 最高法定刑が5年以上10年未満の有期懲役の場合、10年。
- (三) 最高法定刑が10年以上の有期懲役の場合、15年。
- (四) 最高法定刑が無期懲役、死刑の場合、20年。20年を経過しても訴訟提起が必要な場合は最高人民検察院に報告しその許可を得なければならない。

第88条 人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない。

被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合は、訴追時効の制限を受けない。

第89条 訴追期限は、罪を犯した日から起算する。犯罪行為が連続または継続の状態にあるときは、犯罪行為の終了日から起算する。

訴追期限内に再び犯罪を行ったときは、前罪の訴追期限は後罪を犯した日から起算する。

12年刑訴法

第15条³ 以下の一つの状況にある場合は、刑事責任を追及せず、すでに追及されている場合は、案件の取り消しをし、もしくは不起訴、審理終了、無罪宣告をするものとする。

……

- (二) 犯罪が訴追時効の期限を経過している場合

……

ところで、79年刑法の時代には、訴追時効制度は第76条～第78条に規定されていた。そして、79年刑法第76条と97年刑法第87条、79年刑法第78条と97年刑法第89条はそれぞれ全く同じ条文となっている。ところが、79年刑法第77条は以下のような条文であり、97年刑法第88条とは少々異なっている。

79年刑法

第77条 人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない。

79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより、訴追時効についてはどのような変化があったのだろうか。本稿は、79年刑法から97年刑法への改正が、訴追時効制度にとってどのようなものだったのかを明らかにすることを目的とする。97年刑法上の訴追時効制度は、その第88条によって立案時もしくは告発〔控告〕時に時効完成の判断をしており、事実上「立案もしくは告発〔控告〕時効」制度と呼ぶべきものになっていると指摘されている⁴。しかし、79年刑法第77条には立案や告発〔控告〕といった文言はない。ここから、79年刑法から97年刑法への改正が訴追時効制度にとってどのようなものだったのかを検討することは、「事実上、立案もしくは告発〔控告〕時効制度」となっている訴追時効制度はどのように形成されたのかを明らかにする上でも意義があると言える。

³ 79年刑訴法第11条および96年刑訴法第15条も全く同じ条文であった。

⁴ 厳密には条文上立案されただけでは97年刑法第88条第1項の要件は満たさず、「捜査または裁判から逃れ」なければならないはずであるが、中国の司法実務では単に「立案」されれば訴追時効にかかることはないとしている。高橋孝治・前掲註(2)83頁。

1. 2. 先行研究の検討

79年刑法から97年刑法への改正についての評釈は、日本においても多くの先行研究が存在する。その代表例として挙げられるのが、甲斐克則＝劉建利（編訳）『中華人民共和国刑法』（成文堂、2011年）15～21頁であろう。しかし、この甲斐克則らの研究は、79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより、刑法の基本原則が明確になったとか、政治的色彩が弱まったとか、各則における条文を詳細化したとか述べるものの、訴追時効の条文の変化については言及していない。また、張凌「中国刑法における罪刑法定主義」（『法研論集』（84号）早稲田大学大学院法学研究科、1997年、129～148頁収録）も79年刑法から97年刑法への改正についてを題材にしているが、その焦点は罪刑法定主義に当てられている。

中国では、陳忠林（主編）『刑法総論』（第2版）（中国・高等教育出版社、2012年）9～10頁のような基本書にも79年刑法から97年刑法への改正について触れている。しかし、これらも甲斐克則らの研究のように全般的な改正を見てはいるものの、個別の条文の変化については述べていない。また、于志剛『訴追時効制度の研究〔追訴時効制度研究〕』（中国・中国方正出版社、1999年）15頁は、79年刑法から97年刑法への改正時に訴追時効制度の条文がどのように変化したのかについては述べている。しかし、あくまで条文の文言の変化だけを見ており、残念ながら97年刑法への改正が訴追時効制度にとってどのような意味があったのかについてはまでは考察していない。結果として、本稿が行おうとする79年刑法から97年刑法へと改正されたことにより訴追時効制度にどのような変化が起こったのかを論じた研究は管見の限り見当たらないことになる。

2. 79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項

本章ではまず、79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項の変化を検討してみたい。97年刑法第88条には第2項もあるが、この第2項は明らかに新設条文なので、次章で検討する。

2. 1. 強制措置と立案捜査、人民法院の事件受理

79年刑法第77条には「人民法院、人民検察院、公安機関が強制措置を執った後」という文言がある。これに対し97年刑法第88条第1項には「人民検察院、公安機関もしくは国家安全機関が立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」という文言がある。ここでいう「国家安全機関」についての検討は次節で行うとして、まず、79年刑法第77条にいう「強制措置」とは何を指すのか検討したい。ここでいう強制措置とは、学説上、出頭命令〔拘伝〕、護送〔取保候審〕、住居監視、勾留〔拘留〕、逮捕をいうとされていたり⁵、立案がなされ、捜査が始まることであるとされていたりする⁶。

これらの用語について順番に見ていく。出頭命令とは、未勾留で正当理由なく出廷しない容疑者や被告人に対し、合法的に出頭させる強制的手段であり、強制措置の中では最も軽いものとされている⁷。護送とは、容疑者や被告人が保証人を用意し、保証人がいることにより捜査や裁判から逃亡しないであろうということを前提として、被告人に自由な活動を許すという強制措置である⁸。これは、被告人などが重病であり、病院に行く必要がある場合や、被告人が妊娠しており出産のために病院に行く必要がある場合、被告人が自らの子に授乳の必要がある場合（79年刑訴法第40条第2項）⁹、逮捕の必要はあるが証拠不足の場合（79年刑訴法第44条）¹⁰などに用いられる。住居監視とは、容疑者や被告人が捜査や起訴、裁判から逃亡することを防止するために、その活動領域や

⁵ 王国枢（主編）『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社、1981年、93頁。張子培（主編）『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社、1982年、123～124頁。また、79年刑訴法第38条および第41条、96年刑訴法第50条および第61条、12年刑訴法第64条および第69条第4項に、出頭命令、護送、住居監視、勾留を強制措置というとする条文が存在する。

⁶ 陳興良＝曲新久『案例刑法教程（上巻）』中国・中国政法大学出版社、1994年、600頁。

⁷ 陳衛東（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、2014年、163頁。王国枢（主編）・前掲註(5)158～159頁。張子培（主編）・前掲註(5)124頁。

⁸ 龍宗智＝楊建広（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、2012年、306頁。王国枢（主編）・前掲註(5)159頁。張子培（主編）・前掲註(5)124頁。

⁹ ここは79年刑法における「強制措置」の意味の確認なので、それに合わせて79年刑訴法の条文のみを記しているが、96年刑訴法第60条第2項にもほぼ同様の条文が存在し、12年刑訴法には同様の条文は存在しない。

¹⁰ 前掲註(9)と同趣旨で79年刑訴法の条文のみを記しているが、96年刑訴法第65条にもほぼ同様の条文が存在し、12年刑訴法には同様の条文は存在しない。

住所を制限し、その状況に応じてその行動も監視するための強制措置である¹¹。そして、勾留とは、公安が捜査活動中に、現行犯もしくは重大な犯罪の嫌疑のある者を発見し、緊急を要する場合に、臨時にその者の人身の自由に制限を加える強制措置である¹²。逮捕とは、刑事訴訟活動の順調な進行を確保し、容疑者もしくは被告人が捜査や起訴などを妨害しないようにするため、また社会への危険の発生を防止するために、法によって容疑者もしくは被告人の人身の自由を制限する強制措置である¹³。

そして、立案とは、人民法院、人民検察院および公安機関が当該事件について審査して、刑事責任を追究する必要がある犯罪事実であるか否かを判断する手続きである¹⁴。そして、立案は刑事訴訟手続きを始めるための手続きでもある。すなわち、犯罪である事件が発生していると立案によって判断がなされ、その後捜査などが始まるのである¹⁵。

ここから明らかな通り、79年刑法第77条における「強制措置」を出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕と捉えた場合、これらは全て立案がなされ、捜査が行われ、容疑者や被告人が特定された後に行われる措置ということになる。そのため、「強制措置」を、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と捉える学説と、「強制措置とは立案のことである」とする学説とは相いれないということである。

では、79年刑法施行時の司法実務はどうであったのだろうか。残念ながら、79年刑法施行時に出た79年刑法第77条の「強制措置」について触れた公開されている裁判結果（案例）は、1992年5月5日に新疆ウイグル自治区石河子地区中級人民法院で判決が下された窃盗および隠匿事件（判決番号なし）のみである¹⁶。もちろん、79年刑法施行時に発生した事件に対する裁判結果は、他にも判決番号（2009）新刑一終字第99号や（2009）華区刑初字第375号、（2010）汴刑終字第100号、（2002）三垂刑終字第12号がある。しかし、これらの判決そのものは97年刑法施行時に下され、97年刑法を適用したのか79年刑法を適用したのか明確にしていない。また、97年刑法施行下に出された判決であっても明確に79年刑法を適用すると述べている判決には判決番号（2005）寧刑終字第16号、（2010）汝刑初字第93号、（2011）浙刑初字第037号がある。さらに、判決番号（2011）淑刑初字第130号は、79年刑法施行下で起きた事件であるにも関わらず、97年刑法を適用すると述べている。

中国の刑法理論でも事件発生時の法律を適用することが原則となるはずであり¹⁷、訴追時効の適用に関しても、事件発生時の法律で判断をするとの規定が存在する（「最高人民法院の刑法適用の時間的効力に関する若干の問題の解釈〔最高人民法院關於適用刑法時間効力規定若干問題的解釋〕」（1997年9月25日公布・施行）第1条）¹⁸。しかし、中国では実態として、法適用の順序が守られない場合もあり¹⁹、厳密に79年刑法第77条の「強制措置」はどのように司法実務が解釈していたのかを知るには石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決を見るしかないということになる。97年刑法では79年刑法第77条の「強制措置」が「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」に変わっており、97年刑法施行下の79年刑法の解釈には、97年刑法の文言が多少なりとも参考にされて解釈されている可能性があるからである。

石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は、「法定の時効期間内に何らの強制措置もとられていない」として被告人に無罪判決を出している²⁰。しかし、判決内ではこの「強制措置」とは何を言うのかは直接には述べて

¹¹ 王国枢（主編）・前掲註(5)159頁。張子培（主編）・前掲註(5)125頁。

¹² 王国枢（主編）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2013年、155頁。張子培（主編）・前掲註(5)126頁。

¹³ 譚世貴（主編）『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、2009年、215頁。王国枢（主編）・前掲註(5)291頁。

¹⁴ 王国枢（主編）・前掲註(5)184頁。陳衛東（主編）・前掲註(7)205頁。

¹⁵ 王国枢（主編）・前掲註(5)184頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)245～246頁。

¹⁶ 当該事件の日本語での概要は高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』（22号・23号合併号）東アジア学会、2018年、90頁参照。

¹⁷ 張明楷『刑法学』（第4版）中国・法律出版社、2011年、82頁。陳忠林（主編）『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社、2012年、59頁。

¹⁸ 最高人民法院の刑法適用の時間的効力に関する若干の問題の解釈第1条は以下のように規定している。「1997年9月30日以前に行われた犯罪行為に対しては、人民検察院、公安機関、国家安全機関が立案捜査を行うか人民法院が事件を受理した後、行為者が捜査もしくは裁判から逃れ、訴追期限を超過するか、訴追期限内に告発〔控告〕がなされ、人民法院、人民検察院、公安機関が立案すべきだったにも関わらず、立案がなされず訴追期限を超過した場合に行為者の刑事責任を追究するか否かは、改正前の刑法第77条の規定によるものとする」。

¹⁹ 本稿で挙げた判決番号（2011）淑刑初字第130号以外にも、以下のような例がある。訴追時効完成の効果は、1998年9月7日までは無罪、同月8日からは審理終了である（高橋孝治・前掲註(16)81頁）。しかし、判決番号（2010）汴刑終字第100号は、1996年9月25日に起きた事件に対する刑事裁判の判決が2010年7月2日に出されたのであるが、その訴追時効完成の効果は「審理終了」としている。そのため、判決番号（2010）汴刑終字第100号についても、少なくとも訴追時効完成の効果については事件発生時ではなく、裁判時の法を適用して裁判を展開したことになる。

²⁰ 高橋孝治・前掲註(16)90頁。

いないものの、被告人が容疑者である段階に「教育」などを行っている。この「教育」は、「説得」に近いものであると考えられる。「教育」が行われているということは、少なくとも捜査、そしてさらには立案もされているはずである²¹。そのため、石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は直接は述べてはいないものの、79年刑法第77条における「強制措置」を「立案」や「捜査」、「教育を行うこと」とは捉えていないということである。それはつまり、「強制措置とは、出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕である」と解釈していると考えられる。

また、97年刑法施行下に出た判決で、明確に79年刑法を適用すると述べている判決では、79年刑法第77条の「強制措置」を「立案」と解釈している判決が2件（判決番号（2005）寧刑終字第16号、（2010）汝刑初字第93号）²²、「通報の後、刑事拘留や公安による状況説明、容疑者が逃亡したことについての登記などがあり、事件発覚後、公安機関は被告人に対し強制措置をとっていたと言える」と述べる例が1件（判決番号（2011）浙刑初字第037号）である。これに対し、適用している法律が79年刑法なのか97年刑法なのかを明示していない裁判結果では、以下の通りの判断を行っている。「強制措置」を立案と解釈しているものが2件（判決番号（2009）新刑一終字第99号および（2010）汴刑終字第100号）、逮捕と解釈しているものが1件（判決番号（2009）華区刑初字第375号）である。さらに、（2002）三重刑終字第12号は直接は79年刑法第77条における「強制措置」は何を表すのか直接は示していないものの、判決文の文脈より刑事拘留であると解釈しているようである。そして、97年刑法を適用すると述べた（2011）瀋刑初字第130号は、立案されれば訴追時効にかかることはないとしている。

先に述べたように、中国では刑法において事件発生時の法律を適用するという理論が実務上はあまり遵守されていない。そのため、司法実務上、79年刑法第77条における「強制措置」は何を意味するのかを考えると、97年刑法が公布されていない時期に判決がなされた石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決を見るのが最もよいということになるはずである。しかし、その後の97年刑法施行下に出た79年刑法の解釈を見ても、第77条の「強制措置」を「立案」と解釈していたり、「逮捕」や「刑事拘留」と述べているものが混在している。中国では、裁判結果は「案例」と呼ばれ「日本の判例とは異なり、先例としての拘束力もなければ、事実上の法源性も否定されていると解されている」²³。そのため、79年刑法第77条の「強制措置」は、事件ごとにどのように解釈されても理論上は問題はない。97年刑法施行下に判断がなされた79年刑法第77条の「強制措置」の解釈は全く一定しておらず、石河子地区中級人民法院1992年5月5日判決は79年刑法施行下でなされた判断ということで重要となるはずであるが、これ1件をもって79年刑法第77条における「強制措置」は「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕である」と言い切ることはできないであろう。既に述べた通り、79年刑法第77条における「強制措置」は、学説上「立案」と解釈されたり、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されたりと解釈は一定していないが、それは司法実務上も同様であったということである。

もっとも、97年刑法へ改正する際に、訴追時効に関しては79年刑法第77条（97年刑法第88条）以外の条文には全く変化がない。それにも関わらず、79年刑法第77条（97年刑法第88条）だけに変化が見られるということは、訴追時効制度については大改正する意図はなく、単に解釈が一定しない部分を明確にするための改正を行ったと考えることができる。すなわち、立法者の意図は79年刑法第77条における「強制措置」を「捜査開始」や「立案」と考えていた可能性がある。つまり、79年刑法の「強制措置」という文言が、97年刑法で「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」と改正された理由は、「立案」であったり「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」であったりと一定していなかった解釈を、明確に解釈できるようにするための改正、さらに言えば立法者の意図とは異なった「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されていたため、そのような解釈ができないようにするための改正であったと言えるのではないだろうか。

そして、立案を行うのは確かに公安機関、人民検察院、人民法院であるが、例えば註2でも述べた自訴による訴訟の場合は、立案がなされない²⁴。自訴とは、捜査が不要なほど軽微な一定の犯罪や親告罪について被害者が

²¹ 高橋孝治・前掲註(16)91頁。

²² 特に（2005）寧刑終字第16号は、2005年5月16日判決であるが、訴追時効完成の効果は「無罪」であるとしている。前掲註(19)で述べたように、79年刑法施行下で起きた犯罪で、1998年9月8日以降に刑事裁判の判決が下った事件の中には訴追時効の効果を「審理終了」としているものがある。そんな中、事件発生時の法を適用することを遵守している事例もあるということである。

²³ 鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年、24頁。徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミクス（1）——司法解釈と指導性案例を中心に——」『北大法学論集』（62巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2011年、1006頁。

²⁴ 王敏遠（主編）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、2012年、322頁。陳衛東（主編）・前掲註(7)206頁。

直接人民法院に刑事訴訟を提起することをいう²⁵。そのため、自訴が提起されると、人民法院は当該自訴を受理する要件に適合しているかを審査し、適合していると判断され受理されればそのまま裁判が開始される²⁶。そのため、自訴案件の場合、「立案捜査を始めた後」との文言に適合しない。自訴案件に適合させるためには、「人民法院が事件を受理した後」との文言である必要がある。つまり、まとめると「強制措置」が意味するのは「立案」として明確にすると同時に、自訴案件にも文言の齟齬なく対応させるために「人民法院が事件を受理した後」という文言を97年刑法第88条に置いたと言える。

2. 2. 国家安全機関

97年刑法第88条では、79年刑法第77条にはなかった「国家安全機関」という文言が追加されている。国家安全機関は、1983年6月6日から同月21日まで開催された第6回全国人民代表大会第1回会議の決定を受け、1983年7月1日に設立された²⁷。そして後の1983年9月2日に全国人民代表大会常務委員会が採択した「全人代常務委員会による国家安全機関が警察機関の捜査、逮捕、予審および勾留および執行の職権を行使することの決定[全国人民代表大会常務委員会關於国家安全機関講師公安機関的偵査、拘留、預審和執行逮捕的職権的決定]（以下「国家安全機関に関する決定」という）」によって後追いの形で、スパイ、特務事件の捜査を担当する機関であるとされた²⁸。さらに、1993年2月22日に公布・施行された「国家安全法」第2条により、法律上の根拠が与えられた（この国家安全法は、2014年11月1日に公布・施行された反スパイ法[反間諜法]により同日失効し、2015年7月1日に新しい国家安全法が公布・施行されている。2014年11月1日以降、国家安全機関の法的根拠は、反スパイ法第3条となっている）。

1983年に国家安全機関が公安とは別に設立された理由については、改革開放政策が実行される中で、国家安全に危害を加える行為との闘いを強化する必要があったためと言われている²⁹。国家安全機関は、国家安全に危害を加える事件の立案、捜査、刑事拘留、逮捕を含め³⁰、国家安全に関する事件については公安と同じ権限を持つ機関とも言われている（96年刑訴法第4条。12年刑訴法第4条）。ここでいう、国家安全機関が捜査を行う対象は、国家反逆罪[背叛国家罪]、国家分裂罪[分裂国家罪]、国家分裂煽動罪[煽動分裂国家罪]などである³¹。

国家安全機関は、79年刑法制定時には存在しなかった捜査機関なので、97年刑法制定時にはこの機関を書き足すことは当然のことと言える。しかし、問題となるのは、1983年7月1日に設立した機関が、訴追時効の規定に書きこまれ施行されたのが、97年刑法施行時である1997年10月1日であるということである。もっとも、97年刑法は、2017年11月4日改正で10回目の小改正が行われており（2017年11月4日施行）、ある程度改正がなされていると言えるが、79年刑法は97年刑法に改正されるまで一度も小改正すら経験したことがなかった。そのため、1979年7月1日の公布時から文言に変化がないのは当然なのだが、国家安全機関が設立された1983年7月には79年刑法も、特に第77条に「国家安全機関」の文言を加えるよう合わせて改正すべきであったと言えよう。

しかし、このように、一部に法改正や新制度の設立があったとしても、関連法規を全て改正せずに、一部で齟齬をきたすというのは中国法の特徴でもある。中国は立法に関して、「中国の立法の仕方は、一定の政策的なものを、とりあえず試行し、その際様々な問題が出てきたらその解決としてルールづくりを行ない、最後に法律の形で制定するというシステムになっている」とか³²、「中国の立法活動は『機が熟したものだけ法律を作る』方針を採用している。この方針自身は間違いではないが、運営中にそれが過分に強調されたため、法律よりも実験が優先され、立法は社会発展の速度に追いつけず、無秩序または秩序の混乱がしばしば生じる」とか³³、「中国におい

²⁵ 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、2009年、414～415頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)334頁。

²⁶ 陳衛東（主編）・前掲註(7)206頁。王敏遠（主編）・前掲註(24)322頁。

²⁷ 陳衛東「關於国家安全機関行政執法權的思考」『重慶三峽學院學報』（2004年5期）重慶三峽學院、2004年、80頁。

²⁸ 坂口一成「現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法」北海道大学出版会、2009年、1頁。国家安全機関に関する決定には以下のように規定されていた。「第6回全国人民代表大会第1回會議により設立が決定された国家安全機関は、公安機関が担っていたスパイ、特務案件の捜査活動を担い、国家公安機関の性質を持ち、国家安全機関は憲法および法律の規定により公安機関の捜査、勾留、予審および逮捕執行の職権を有するものとする」（『中華人民共和國國務院公報』（1983年19期）中国・中華人民共和國國務院弁公庁、1983年、858頁）。

²⁹ 譚世貴（主編）・前掲註(13)65頁。

³⁰ 陳衛東（主編）・前掲註(7)62頁。

³¹ 譚世貴（主編）・前掲註(13)106頁。

³² 李偉群「中国における手形の有因・無因の議論」『名古屋大學法政論集』（179号）名古屋大学、1999年、128頁。

³³ 熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構——その支配の実態と課題』明石書店、2014年、95頁。

では、法律の存在が社会を牽引するというよりはむしろ、現実社会の動態が法律に反映されるという場合が少なくない。これまでの82年憲法の四度にわたる修正がそのよい具体例であり、甚だしい場合には、違憲状態が先行し、憲法の修正によりそれが合法化されることもしばしばである³⁴。これらの指摘ように中国では法律が現実の後追いになることもある。97年刑法になってやっと訴追時効の条文に「国家安全機関」の文言が入ったことは、訴追時効の条文上における条文が後追いで改正される具体例と言えるだろう³⁵。

2. 3. 79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項を比較して——中間的考察

本章では、79年刑法第77条と97年刑法第88条第1項の差異について見てきた。そこから言えることは以下の通りである。79年刑法第77条は「強制措置を執った後、捜査または裁判から逃れたときは、訴追時効の制限を受けない」と規定しており、これは中国が立法の参考にしてきたソビエト連邦の規定などを見ると、立案や捜査開始などがなされれば訴追時効にかからないとする立法趣旨であったと考えられる。ソビエト・ロシア共和国最初の刑法（1922年6月1日公布・施行）第21条では、「裁判もしくは捜査が始まらなかった場合に時効にかかる」としていたのである。しかし、中国の刑事訴訟法分野で、「強制措置」と言えば、講学上、一般的に「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」を指す³⁶。そのため、79年刑法第77条の「強制措置」は、勾留や逮捕と解釈されて司法実務が運用されることもあった。その一方で、「立案」と解釈されることもあり、解釈が一定しないため、97年刑法へと改正されるときに、「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合は、訴追時効の制限を受けない」との文言に変わるようになった。これは、「立案」という言葉を明確にするだけでなく、自訴の場合には立案は行われず、人民法院が事件を受理するのみであることから、自訴案件に対しても齟齬が出ないようにしている。また、人民検察院、公安機関以外に立案を行う1983年7月1日に設立された国家安全機関についても、遅まきながら97年刑法へ改正される際に、その第88条第1項に明記されたと言える。

3. 97年刑法第88条第2項

本章では、79年刑法には相当する条文が存在しなかった97年刑法第88条第2項が新設された意味について考察する。

3. 1. 97年刑法第88条第2項の意図とその矛盾

告発〔控告〕とは、被害者およびその近親者あるいは訴訟代理人が人身あるいは財産の権利の犯罪事実あるいは犯罪嫌疑者を公安や司法機関に対し報告し侵害者の法律責任を追究する行為である³⁷。すなわち、97年刑法第88条第2項により、犯罪被害者などが公安などに犯罪を報告し本来立案されるべき事件であった場合には、立案がなされなくても訴追時効の制限を受けなくなるのである。これに関しては、犯罪事実がないと判断されれば立案はなされないため、犯罪被害者などが告発〔控告〕しさえすれば訴追時効にはかからないようにするための規定とされている³⁸。つまり、公安や人民検察院などが立案すべきであったのに、その判断を誤った際に犯罪被害者などを救済するための規定と考えられている³⁹。

³⁴ 宇田川幸則「市民と行政の關係の中國的特質に関する初歩的考察——中国国家賠償訴訟の分析を通じて——」『關西大學法學論集』（55巻4・5合併号）関西大学、2006年、599頁。

³⁵ なお、中国の刑法においては、類似する例として、以下のような問題もあった。民用航空法（1995年10月30日公布。1996年3月1日施行。2016年11月4日最終改正・改正法施行）の2009年8月27日改正前の第193条第1項には「本法に違反し、ダイナマイト、雷管もしくはその他危険物を隠し持って民用航空機に乗り、もしくは危険物でない品名で運送を委託し、重大な結果を生じていない場合、刑法第163条の規定を参照して刑事責任を追及するものとする。重大な結果を生じた場合には、刑法第110条の規定により刑事責任を追及する」。ここでいう「刑法第163条」とは79年刑法第163条を指す（79年刑法第163条は銃器の私的所有罪であり、97年刑法第163条は非公務員の収賄罪である）。すなわち、97年刑法施行日である1997年10月1日から2009年8月27日までの間、民用航空法第193条が示す刑法の条文と施行されている刑法の条文に齟齬が生じていたのである。

³⁶ 朱云＝丁鳴〔ほか〕（主編）『刑事訴訟法教程』中国・吉林人民出版社、1986年、247頁。張子培（主編）・前掲註(5)123～124頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)9頁。

³⁷ 王国樞（主編）・前掲註(12)183頁。樊崇義（主編）・前掲註(25)344頁。

³⁸ 全国人大常委法制工作委员会刑法室（編）『《中華人民共和國刑法》条文說明、立法理由及相關規定』中国・北京大学出版社、2009年、112頁。

³⁹ 全国人大常委法制工作委员会刑法室（編）・前掲註(38)113頁。

中国では刑事事件に限らず⁴⁰、「不立案」という問題が発生している。不立案とは、公安などが立案すべきであるにも関わらず、立案を行わず、捜査をはじめとする刑事手続が行われないことである⁴¹。これは、公安などが犯罪は確かに行われているが、捜査などを行っても解決の見込みが見えない場合などに、統計上の未解決事件数を減らすために行われると思われる。しかし、犯罪被害者の権益が守られていないとか、容疑者が喜ぶだけであるなどと言われ批判されている⁴²。これに対応するため、96年刑訴法から立案監督と呼ばれる制度が制定された。96年刑訴法第87条は「人民検察院は、公安機関が立案すべき案件を立案しなかった場合、もしくは被害者が公安機関が立案すべき案件だが立案されていないと判断し、人民検察院にその旨提起した場合に、人民検察院は公安機関に不立案の理由の説明を求めなければならない。人民検察院が公安機関の不立案には理由がないと判断した場合、公安機関に立案すべき通知を出し、公安機関はそれを受け取った後、立案をしなければならない」と規定している（12年刑訴法では第111条）。これにより、公安機関が不立案を行ったとしても、人民検察院がそれを確認し、不立案に理由がないと判断すれば公安機関は立案しなければならないことになった⁴³。しかし、日本の検察審査会制度と異なり、市民ではなく人民検察院が判断を行うため、根本的な解決とはならない。それであっても、不立案問題を解決する必要があるという中国政府の一応の姿勢は示されていると言えるだろう。そして、立案監督制度は96年刑訴法から導入されたものであり、同時期に訴追時効制度上にも不立案に対する犯罪被害者救済の制度が設けられ、それが新設された97年刑法第88条第2項の規定ということである。

また、97年刑法第88条第2項は単に「告発〔控告〕した場合において、人民法院、人民検察院または公安機関が立案すべきであったにも関わらず立案しなかった場合」とだけ述べており、同条第1項のように「捜査または裁判から逃れた場合」との要件は付されていない。ここから、犯罪被害者などが単に告発〔控告〕をするのみで訴追時効にかかることはなく、この点においては「訴追時効」ではなく日本の告訴期間と同等と見てよいだろう（もっとも、日本の告訴期間の制度は親告罪のみに適用されるが、中国の告発〔控告〕にはそのような制限がないという点には差異がある）。結果として、不立案に対する訴追時効制度上の救済措置として97年刑法に改正される際に、第88条第2項を新設条文として規定したと考えられるが、条文の文言上も「『訴追』時効」制度とはますます呼びにくい制度になっていると言える。

ところで、犯罪被害者などが告発〔控告〕しさえすれば、訴追時効にかかることはないはずなのだが、管見の限り、この条文が裁判などで使われた例は存在しない。確かに、理論上は告発〔控告〕すれば立案がなされなくても訴追時効にかかることはないにしても、結局、立案がされなければ捜査はおろか逮捕、起訴も行われなため、公安などが自らの不立案が誤りであったと認め、立案を行うか、人民検察院が立案監督制度により公安に立案を行わせなければ刑事手続が進行しない。その意味では、一見すると訴追時効に関して不立案に対して犯罪被害者に救済をしている条文のようにも見えるのだが、「立案がなされなくとも訴追時効の制限は受けないとしつつも、立案がなされなければ捜査、逮捕、起訴などが行われなため、容疑者に対して何ら刑事手続が取られな」という矛盾を引き起こすまさに「形式のみの条文」になっていると言える。しかも、立案がなされなければ、刑事事件数の統計などにもカウントされない。そのため、刑事事件の意図的な不立案数も外部者からは分からないのである。そのため、97年刑法第88条第2項の規定が適用できる可能性がある例がどのくらい存在するのかも不明確である。

3. 2. 告発〔控告〕以外の事件の端緒との関係

97年刑法第88条第2項は、「被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合」とだけ述べている。しかし、中国における刑事事件の端緒〔立案的材料来源〕は告発〔控告〕のみではない。告発〔控告〕の他に、中国で国家機関が自ら犯罪事実を認知したり、自首以外の方法で刑事事件の端緒となるのは、告訴や報案、通報〔挙報〕がある（「報案」のみ日本語への適訳が存在しないため、中国語原文を用いる）。

⁴⁰ 中国では民事事件にも「立案」手続が存在し、民事における立案は、民事訴訟を受理するか否かという判断である。民事事件においても不立案の問題は発生している。

⁴¹ 周世助「刑事立案監督初探」『檢察理論研究』（1996年5期）中国・最高人民検察院檢察理論研究所、1996年、56頁。呉影飛「刑事不立案問題研究——以被害人權益保証為視角」『貴州警官職業学院学報』（2017年4期）中国・貴州警官職業学院、2017年、27頁。

⁴² 呉影飛・前掲註(41)27頁。

⁴³ 王国枢（主編）・前掲註(12)38頁。

告訴とは、親告罪において被害者が人民法院にその犯罪を報告し、自訴を行う行為である（被害者が死亡、行為能力の喪失あるいは強制、威嚇などにより親告罪に対する告訴ができない場合、あるいは制限行為能力者および老齢、疾病、盲目、聾啞などにより自ら控訴できない場合にはその法定代理人、近親者が告訴権者となる（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈「最高人民法院關於適用《中華人民共和国刑事訴訟法》的解釋」（2012年12月20日公布。2013年1月1日施行）第260条⁴⁴）（最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈第1条）。そして、報案とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実の発生を発見したが、被疑者が不明である場合に、公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう⁴⁵。これに対し通報とは、被害者に限らず、全ての団体もしくは個人が犯罪事実を発見し、自ら発見した犯罪事実や被疑者の情報を公安機関、人民検察院、人民法院に報告をすることをいう⁴⁶。

3. 1. で述べたように、公開されている範囲では管見の限り97年刑法第88条第2項を適用した裁判結果は存在しない。そのため、97年刑法第88条第2項における「被害者が訴追期限内に告発〔控告〕した場合」とは、告発〔控告〕のみを指すのか、告訴や報案、通報も含むと類推解釈されるのかについて⁴⁷、司法実務の取り扱いは分からない。しかし、他者からの報告による事件の端緒として告訴、報案、通報もあるにも関わらず、あくまで文言上は告発〔控告〕のみを挙げている点は重要であろう。すなわち、3. 1. で97年刑法第88条第2項は、犯罪被害者を救済するための条文と述べたが、この点も同様に「犯罪被害者」が人民法院、人民検察院、公安機関に犯罪事実を報告した場合にのみ訴追時効にかからないとしていると解せるであろう。

無論、犯罪被害者が人民法院、人民検察院、公安機関に犯罪を報告するのは、告発〔控告〕のみではなく、告訴の場合も同様である。しかし、告訴は自訴案件に対して行われるものであり、自訴案件の場合は第1項の「人民法院が事件を受理した後、捜査または裁判から逃れた場合」で対応する。すなわち、直接の犯罪被害者ではない者が行う、報案や通報をただけでは訴追時効の制限を受けないということにはならないということであろう。

しかし、ここには問題もある。註4で述べた通り、司法実務上、97年刑法第88条第1項の「捜査または裁判から逃れ」という要件は基本的に無視されているのだが、稀に捜査や裁判から逃れているかも判断して訴追時効にかかるか否かを判断している例も存在する⁴⁸。そのため、条文の文言上、告訴の場合は、「捜査または裁判から逃れた場合」にはじめて訴追時効にかからず、告発〔控告〕の場合は単にそれのみで訴追時効にかからないということによいのかという問題が生じるのである。これについては、大多数の事件は、単なる立案や事件の受理のみで訴追時効にかからないとしているし⁴⁹、「捜査または裁判から逃れ」ているかを判断した例も、他の意図により訴追時効完成と判断しなかった可能性がある⁵⁰と指摘されている。そのため、実質的には問題とはならないのかもしれないが、訴追時効に関しては条文の文言上、告訴と告発〔控告〕は共に犯罪被害者が起こすものでありながら、大きな差異があると言える。

3. 3. 97年刑法第88条第2項の新設について——中間的考察

本章では、97年刑法への改正時に新設された第88条第2項について見てきた。そこから言えることは、96年刑法に立案監督制度が創設されたように、犯罪被害者を不立案から救済するために設けられた規定であろうと考えることができるということである。しかし、そうであったとしても、結局、公安などが自らの不立案が誤りで

⁴⁴ 最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」の適用に関する解釈は2013年1月1日から施行されたが、これより前の最高人民法院の「中華人民共和国刑事訴訟法」を執行する若干の問題に関する解釈「最高人民法院關於執行《中華人民共和国刑事訴訟法》若干問題的解釋」（1998年9月2日發布。同月8日施行。2013年1月1日失効）第187条にも同様の規定があった。

⁴⁵ 陳衛東（主編）・前掲註(7)208頁。龍宗智＝楊建広（主編）・前掲註(8)264頁。

⁴⁶ 譚世貴・前掲註(13)259頁。王敏遠（主編）・前掲註(24)215頁。

⁴⁷ 本来、刑事法の分野では類推解釈は禁止されているはずである。しかし、中国においては97年刑法下でも厳格な解釈はなされていない。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（1）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻3号）北海道大学大学院法学研究科、2001年、885頁。坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2001年、1261頁。河村有教「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人権を中心として」神戸大学、博士学位論文、2006年、96～97頁。高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向——2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙』（42号）同時代社、2016年、97頁。

⁴⁸ 例えば、判決番号（2005）北刑初字第220号など。高橋孝治・前掲註(16)90～91頁。

⁴⁹ 「法律学においては、同一種類の社会的事実については同一種類の法的判断＝法的処理がなされることが要請されており」と言われ（川島武宜（編集）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店、1972年、24頁）、本来このような「大多数の事件では」というようなことは起こってはいけないのである。しかし、それが起こってしまうのが中国であると言える。

⁵⁰ 高橋孝治・前掲註(16)92～93頁。

あったと認め立案がなされるか、人民検察院が立案監督制度により公安に立案させるかしなければ刑事手続は開始されない。現実にも公開されている範囲では97年刑法第88条第2項が裁判などで用いられたことはなく、形式的な条文になっていると評価できる。しかも、刑事事件として認定されていない以上、意図的な不立案の件数を外部者が知ることも困難である。

また、告発〔控告〕した場合の犯罪被害者を不立案から救済するという点は立法意図としては理解できるものの、同じく犯罪被害者が国家機関に犯罪を報告する告訴の場合は第88条第1項により、条文の文言上「捜査または裁判から逃れた場合」にのみ訴追時効の制限を受けないという差異が存在している点について、明確な意味があるようには思えないという点も問題として挙げられる。告訴の場合においても、告訴を受けて必ずしも人民法院が事件を受理をするとは限らないからである。

4. おわりに

本稿では、訴追時効制度に着目して中国の79年刑法から97年刑法への改正を見てきた。そこから言えることは、以下の通りである。79年刑法施行時には、第77条の「強制措置」の意味を巡って、司法実務でも「立案」と解釈されたり、「出頭命令、護送、住居監視、勾留、逮捕」と解釈されたりと「強制措置」の意味は一定していなかった。そこで、97年刑法へと改正する際に、解釈が分かれることのないよう、「立案捜査を始めた後、または人民法院が事件を受理した後」との文言に変えられることになった。さらに、遅まきながら1983年7月1日に設立されていた人民検察院や公安機関以外で立案を行う国家安全機関についても言及されるようになった。そして、不立案などに対する犯罪被害者の救済として97年刑法第88条第2項を新設したのであるが、「立案がなされなければ捜査、逮捕、起訴などが行われないうため、不立案が見直されなければ、結局加害者に対して何ら刑事手続が取られない」という矛盾を引き起こし、さらに自訴案件についての告訴は条文の文言上「捜査または裁判から逃れた場合」でないと訴追時効の制限はなくならないという差異が存在する理由も明確ではないという問題が生じてしまった。

特に自訴案件の告訴との差異については、訴追時効完成の判断を事実上、「立案された時期」で行っているにも関わらず、結局97年刑法第88条第1項においても、「捜査または裁判から逃れた場合」という文言が廃止されていないことに原因がある。その意味では、79年刑法から97年刑法へ改正されたことによって訴追時効制度にとっては、79年刑法第77条の「強制措置」は「立案」と読むという、条文の意味が明確にされた部分はあったものの、まだ条文と司法実務に差異がある部分もあり、「つぎはぎ」な法改正であったと評価せざるを得ないであろう。

97年刑法は、2017年11月4日までに10回の小改正が行われているが、訴追時効制度に関する条文に対しては全く改正されていない。また、今後中国刑法が改正されるときに訴追時効制度に関する規定が改正される可能性も低いと言えるだろう。それであっても、今後訴追時効制度に関する条文が本稿で指摘した点で言えば、①単なる「立案」の事実のみをもって訴追時効の完成を判断しているのが中国の司法実務であり、「捜査または裁判から逃れた場合」という要件が無視されていること、②告発〔控告〕がなされればそれのみで訴追時効にかかることはないにも関わらず、同じ犯罪被害者が行う告訴の場合は、条文の文言上、「捜査または裁判から逃れた場合」でないと訴追時効にかかることはないという問題点を解消するための改正を行うのかは特に注意しておきたい点であり⁵¹、条文と実務の乖離を減らすという意味で、中国はこのような法改正を行うべきでもあろう。

【付記】本稿初稿提出後である2018年10月25日に12年刑訴法が改正され（同日施行）、同日以降、本稿で「12年刑訴法第15条」と述べてきた条文は「第16条」に、「12年刑訴法第64条」は「第66条」に、「12年刑訴法第69条第4項」は「第71条第4項」に、「12年刑訴法第111条」は「第113条」に変更となった。

⁵¹ もしこのような問題点を解決改正が実現したら、これもまた「実態に合わせるための法改正」であり、2. 2. で指摘したような「現実社会の動態が法律に反映」されたと言えるだろう。

参考文献

・日本語文献（50音順）

- 鮎京正訓（編）『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会、2009年。
- 宇田川幸則「市民と行政の關係の中国的特質に関する初歩的考察——中国国家賠償訴訟の分析を通じて——」『關西大學法學論集』（55巻4・5合併号）関西大学、2006年。
- 川島武宜（編集）『法社会学の基礎1（法社会学講座3）』岩波書店、1972年。
- 川端博『刑事訴訟法講義』成文堂、2012年。
- 河村有教「現代中国刑事司法の性格——刑事手続上の人権を中心として」神戸大学、博士学位論文、2006年。
- 坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（1）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻3号）北海道大学大学院法学研究科、2001年。
- 坂口一成「中国刑法における罪刑法定主義の命運（2・完）——近代法の拒絶と受容」『北大法学論集』（52巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2001年。
- 坂口一成『現代中国刑事裁判論——裁判をめぐる政治と法』北海道大学出版会、2009年。
- 徐行「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミクス（1）——司法解釈と指導性案例を中心に——」『北大法学論集』（62巻4号）北海道大学大学院法学研究科、2011年。
- 高橋孝治「中国における人権問題の最近の動向——2015年頃の刑事拘束を中心として」『葦牙』（42号）同時代社、2016年。
- 高橋孝治「中国における公訴時効（訴追時効）制度を正当化する学説についての考察」『法學政治學論究（慶應義塾大学）』（111号）2016年。
- 高橋孝治「中国で公訴時効（訴追時効）により有罪とならなかった場合の分析検討」『東アジア研究』（22号・23号合併号）東アジア学会、2018年。
- 李偉群「中国における手形の有因・無因の議論」『名古屋大學法政論集』（179号）名古屋大学、1999年。
- 熊達雲『法制度からみる現代中国の統治機構——その支配の実態と課題』明石書店、2014年。
- 渡辺直行『入門刑事訴訟法』（第2版）成文堂、2013年。

・中国語文献（ピンインアルファベット順）

- 陳衛東（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・中国人民大学出版社、2014年。
- 陳衛東「關於国家安全機關行政執法權的思考」『重慶三峡学院学報』（2004年5期）中国・重慶三峡学院、2004年。
- 陳興良＝曲新久『案例刑法教程（上卷）』中国・中国政法大学出版社、1994年。
- 陳忠林（主編）『刑法総論』（第2版）中国・高等教育出版社、2012年。
- 樊崇義（主編）『刑事訴訟法学』中国・中国政法大学出版社、2009年。
- 龍宗智＝楊建広（主編）『刑事訴訟法』（第4版）中国・高等教育出版社、2012年。
- 全国人大常委会法制工作委员会刑法室（編）『《中華人民共和國刑法》条文説明、立法理由及相關規定』中国・北京大学出版社、2009年。
- 譚世貴（主編）『刑事訴訟法学』中国・法律出版社、2009年。
- 王国枢（主編）『刑事訴訟法概論』中国・北京大学出版社、1981年。
- 王国枢（主編）『刑事訴訟法学』（第5版）中国・北京大学出版社、2013年。
- 王敏遠（主編）『中国刑事訴訟法教程』（第2版）中国・中国政法大学出版社、2012年。
- 吳影飛「刑事不立案問題研究——以被害人權益保證為視角」『貴州警官職業学院学報』（2017年4期）中国・貴州警官職業学院、2017年。
- 于志剛『追訴時効制度研究』中国・中国方正出版社、1999年。
- 張明楷『刑法学』（第4版）中国・法律出版社、2011年。
- 張子培（主編）『刑事訴訟法教程』中国・群衆出版社、1982年。
- 周世勛「刑事立案監督初探」『檢察理論研究』（1996年5期）中国・最高人民檢察院檢察理論研究所、1996年。
- 朱云＝丁鳴〔ほか〕（主編）『刑事訴訟法教程』中国・吉林人民出版社、1986年。
- 『中華人民共和國國務院公報』（1983年19期）中国・中華人民共和國國務院弁公庁、1983年。



JOMSA

講演会

日豪の製造業における イノベーションとオペレーション戦略

●13:45~14:45 『国境を越えた品質改善の取り組み～挑戦と苦悩そして信頼と～』



神野 仁志

(ダイキン工業株式会社・執行役員)

◎専門分野◎

- PL・品質(空調・アプライド・低温)
- ・格力提携推進担当
- ・空調生産本部長
- ・堺製作所長

●14:50~15:50 『Supply Chain Design and Innovation : research question』



Prakash J. Singh

(メルボルン大学教授・商経学部長)

◎専門分野◎

- ・サプライチェーンマネジメント
- ・イノベーションマネジメント
- J of OMなど世界的学術誌で多数論文掲載

同時通訳
あり

日時:2018年6月9日(土) 13:45~16:00

会場:追手門学院大学 5号館6階 5605教室

★ 講演:英語 配布資料:和訳付き 質疑応答:通訳可能

★ 一般公開、事前申込不要、参加費無料

◇ 追手門学院大学へは、阪急茨木市駅およびJR茨木駅から直通バスが便利です。
詳細は大学ホームページをご参照ください。→<http://www.otemon.ac.jp/campus/life/commute/bus/>

★ 問い合わせ先:追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15 TEL:072-641-9667(平日10:00~17:00)
E-mail:cas@otemon.ac.jp HP:<https://www.otemon.ac.jp/research/labo/cas.html>

共催: 追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
オペレーションズ・マネジメント&ストラテジー学会





Global Supply Chains for Social Impact

Prakash J. Singh
Department of Management and Marketing



Overview

Key objective

- How can multinational corporations produce products/services and supply profitably to customers in poor communities in developing countries?

Big challenge

- Existing products and services, marketing and supply chains are not good enough
- Significant tailoring is required

Case study

- Pharmaceutical industry
- GSK produces asthma control drugs in Australia/Germany and sells in the Philippines

Outcomes and Implications

- Significant innovations in all areas required, but, profitability remains elusive
- This paper examines why this may be the case
- Implications for the case company and others are discussed



Background

Year 2000: GSK's manufacturing plant in Melbourne in trouble... costs too high... facing closure

What can the plant do to survive and prosper?

My interest in sustainable operations and supply chain management... what can I learn and contribute?





Research project

Research question

- How can large corporations operating in developed countries establish markets for mature products in emerging countries?

Research method

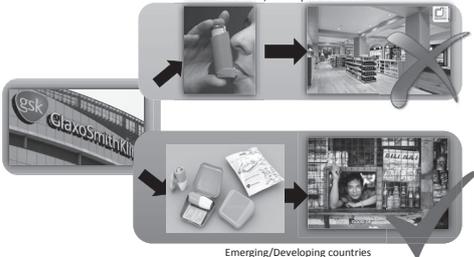
- Case study method: GlaxoSmithKline
- Review of primary and secondary sources of data
- Interviews with key GSK personnel in Australia and Singapore
- Field study in Indonesia and the Philippines




Product and Supply chain options

Advanced/Developed countries

Emerging/Developing countries




What would be required for business transformation?

- Market exploration
- Market exploitation
- Product innovation
- Process innovation
- Radical innovation
- Volume and scale of manufacturing
- Skills requirements
- Supply chain reconfiguration
- Supply chain complexity
- Supply chain lead times
- Regulatory hurdles
- Product traceability
- Retail/customer interaction



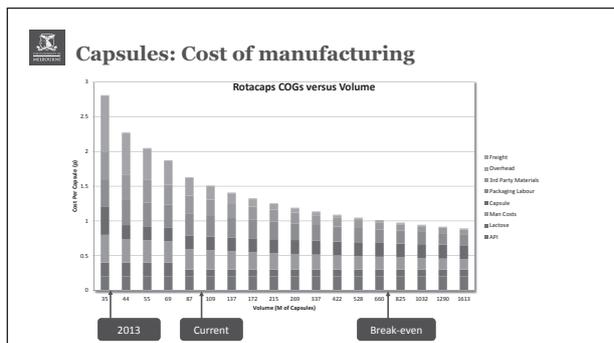

Product: Ventolin Rotacap

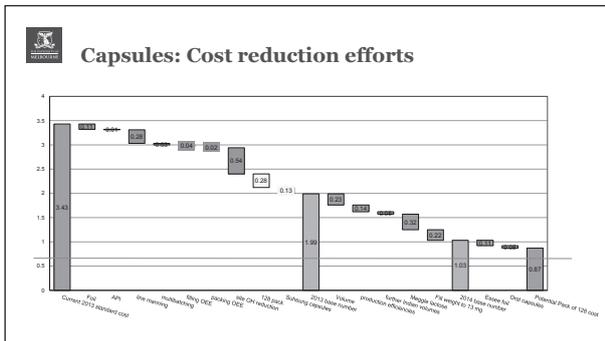


Made in... Australia (capsule) Germany (inhaler & storage unit)

Usage... Frequent/Daily One-off

Key challenges... How to supply all components to patients? Correct use?





Key Questions

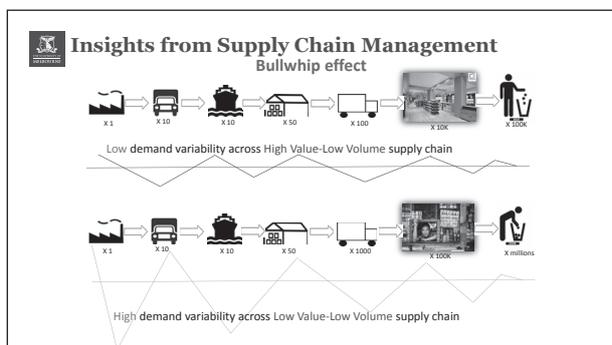
- Can the company achieve its objective... supply product to emerging markets profitably?
- The answer may be... NO. Why?

Insights from Marketing and Operations Management

Market segments

		Volume purchased by end user	
		Low	High
Value of product	High	Q1: High Value-Low Volume Product: Aerosol/Inhalation Device End User: Top/Wealth Pyramid Retail: High-end pharmacy Supply chain: Simple, short, transparent	Q4: High Value-High Volume Product: IPB End User: IPB Retail: IPB Supply chain: IPB
	Low	Q3: Low Value-Low Volume Product: R/C/H Tablets End User: Bottom/Wealth Pyramid Retail: Community Health Centre, Generic Drug Stores, PHC Supply chain: Complex, extend opaque	Q2: Low Value-High Volume Product: Salbutamol Tablets End User: Middle/Wealth Pyramid Retail: Discount chains, supermarkets Supply chain: Simple, short, transparent

Key Question: How to profitably supply to end users who purchase in single doses?



Implications

- Millions of new customers globally
- Large demand variability
- Extra warehousing in supply network
- Economies of scale not realized
-NOT PROFITABLE currently
- Will need to mitigate Bullwhip effect to be profitable. How?

Implications

Mitigating the Bullwhip Effect

- Information in the supply chain – True demand?
- Coordination and integration of the supply chain – Is it possible?
- Structure of the supply chain – Last mile issues?
- Contractual relationships – Are alternative supply contracts, strategic alliances, procurement and outsourcing possible?
- Voice of the customer in supply chains – How can this be done?

Further reflections

- Advanced products can be manufactured in high cost countries and supplied to emerging countries
- Not simple!
- Many complex issues faced
- Long-term, systematic and strategic approach
 - Start with finding suitable markets ("Bottom of Pyramid")
 - Develop suitable products
 - Develop suitable production processes and facilities
 - Configure appropriate supply chains
 - Must mitigate the Bullwhip Effect
- STRONG SOCIAL IMPACT MADE, BUT PROFITABILITY UNLIKELY!

Further implications

Theories used

- Operations management
 - Strategic and operational drivers of business excellence
- Supply chain management
 - End-to-end analysis and design of supply chains and networks
- Innovation management
 - Business performance improvement through products, services and process changes

Knowledge contributions

- Sustainability
 - Competitive manufacturing in high cost environment
 - Economic and social outcomes
- Role of innovation
 - Market, product, process changes
 - Role and value of supply chains

次なる
茨木へ。
茨木には、茨がある。
平成30年は市制施行70周年

茨木市×追手門学院大学 連携講座



2018年度 追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所 公開講座

アジア・オーストラリアと日本

アジア・オーストラリアには、歴史や文化、経済など様々な面で日本と関係が深い国・地域が多い。

一方、日本と比べると、かなり異質な社会や制度もあります。

日本とのつながりや日本との比較に焦点を当てることで、

アジア・オーストラリアを身近に感じてもらうことのできる講座です。
ご参加お待ちしております。

一時保育有
(要申込・有料)

2018年11月10日(土)・17(土)・24(土)
各回/10:30~12:00(受付:10:00~) 入場無料

茨木市立生涯学習センターきらめき 302号室 定員/各回50名(申込み先着順)

第1回
11/10(土)



「現代インドをめぐる諸問題」

講師:小松 久恵

(オーストラリア・アジア研究所所員・国際教養学部講師)



第2回
11/17(土)



「イノベーション・マネジメントの実現
—日豪の事例を中心に—」

講師:崔 宇

(オーストラリア・アジア研究所副所長・経営学部准教授)



第3回
11/24(土)



「地球温暖化防止協定をめぐる

日本とオーストラリアの国際関係

—京都議定書からパリ協定へ—」

講師:加賀爪 優

(京都大学名誉教授)



大阪府 茨木市
Ibaraki City



想像もしなかった自分史がはじまる
追手門学院大学

お問合せはコチラ↓

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15
TEL:072-641-9667 Email:cas@otemon.ac.jp

申込方法

QRコードまたは、FAXにて
お申し込みください。

FAXは裏面の申込用紙をご利用ください





Hinduism



Jainism



Islam

現代インドの諸問題

インドの宗教対立について

担当：小松久恵



Christianity



Sikhism



Buddhism

講義テーマ：多宗教国家インドにおける諸問題を学ぶ

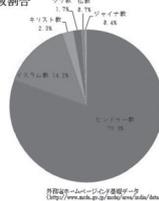
- 目的
現代インドで大きな問題となっている宗教対立について学び、その背景にあるものを考察する。
- 内容
 1. ヒンドゥー教
 2. イスラーム
 3. インド社会と宗教

インド共和国 (Republic of India)

- 人口 13億1000万人 (2015年調査)
- 民族 インド・アーリア族、ドラビダ族、モンゴロイド族etc.
- 宗教 ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、仏教徒 0.7%、ジャイナ教徒0.4%
- 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が22

宗教

インド宗教割合



ヒンドゥー教徒	79.8%
イスラム教徒	14.2%
キリスト教徒	2.3%
シク教徒	1.7%
仏教徒	0.7%
ジャイナ教徒	0.4%

ヒンドゥー教とは？

「宗教文化的複合体」

- 開祖による統一的な教義・体系をともなって形成され発達した宗教ではない
- ⇨ 民間信仰、儀礼、習俗、倫理、生活様式などが長い時代を経ながら再編されてきたもの
- 絶対唯一の神／聖典をもたない
- 地域やカーストによって信仰形態が著しく異なる

ヒンドゥー教の主な思想

- 輪廻と業(カルマ)
 - 業: 因果をもたらす行為 → 様々な物事を規定する
 - 輪廻: 過去世ー現世ー来世
 - 解脱が最終目標
- 法(ダルマ)
 - 行為の規範
 - カースト制度を強化
- カースト
 - ・結婚
 - ・食事
 - ・職業 等々

イスラム教とは？

「厳格な一神教」

- 唯一絶対の神アッラーを信仰し、教典コーランの教えを信じ、従う
- 主要な宗教的実践
 - 1日に5度の礼拝
 - ラマダーン月の断食
 - メッカ巡礼
 - 信徒同士の相互扶助

イスラム教の主な思想

- 多神教の拒否
 - アッラー(Allah)が唯一の神であり、その他の神格を認めない
- 個人救済の目標を来世におく
 - 現世よりも来世が重要
- 信徒同士の相互補助
 - ・信徒間は平等であり、聖職者・僧侶階級をもたない。
 - ・宗教上指導者(イマーム)を有するのみ



インドにおいて増え続ける宗教対立：2014年以降、急増

- 2015年 751件（死者97名、負傷者2264名）
- 2016年 703件（死者86名、負傷者2321名）
- 2017年 822件（死者111名、負傷者2384名）



ヒンドゥーとイスラーム：何が違うのか？

	ヒンドゥー	イスラーム
開祖	無	マホメット
聖典	複数 (統一的でない)	コーランのみ
崇拝対象	多神教	一神教(唯一絶対)
偶像	崇拝	厳格な禁止
身分	カースト制度	信徒間の平等
食の禁忌	牛(聖なる存在)	豚(穢れている)

宗教対立の根本：インド分離独立（1947年）

各教徒の動き
→ シク&ヒンドゥー
→ ムスリム

両教徒間に無数の衝突と暴動、虐殺と報復、100万人以上の死者を生む

→ 祖父、曾祖父時代の惨事と憎悪の記憶が現在もなお受け継がれる

両教徒間に残る強い不信任感、反発

・強制的な移動、流入による難民化(1500万人以上)



現代インドにおける主なコミュニカル暴動

1984年 黄金寺院事件【Amritsar】
軍隊によるシク教徒過激派の鎮圧
➢ 首相暗殺とその報復としてデリーでシク教徒虐殺(約3000人)

1992年 パーブリ・モスク事件【Ayodhya】
インド北部アヨディヤにある聖地の帰属をめぐる対立
➢ 死傷者6000人

2002年 ゴドラ駅列車襲撃事件(グジャラート暴動)【Gujarat, Godhra駅】
インド西部グジャラートでの急行列車放火とそれに対する報復
➢ 死傷者2000人、20万人以上の難民を生む



パーブリ・モスク事件
1992年12月6日~12月9日

ヒンドゥー原理主義に扇動された一派により、歴史あるパーブリ・モスクが完全に破壊され、ヒンドゥー・ムスリム両者対立が激化するきっかけとなった。

➢ 死傷者6000人



事件の歴史的背景

時代	出来事
植民地時代(1930年代後半)	両者の主張はすでに裁判に
独立直後(1947年)	問題回避のためモスクを閉門
1980年代後半	閉門、問題再浮上
1986年~	世界ヒンドゥー協会(VHP) ラーマ王生誕寺院建設運動
1989年	バングラデシュとパキスタンでイスラム教徒によるヒンドゥー寺院破壊
1990年	インド人民党(BJP)クリシュナ・アドヴァニー巡礼ツアー(寺院建設運動奨励)
1991年	BJP州政掌握【寺院建設運動推進、バングラデシュ移民労働者(ムスリム)排斥】
1992年7月	建築家によるヒンドゥー寺院の痕跡発見(ラーマ王生誕寺院の存在主張)
1992年12月	VHPとBJPなどの先導のもと狂信的ヒンドゥー(20万人とも)がパーブリ・モスクを破壊

ゴドラ駅列車襲撃事件(グジャラート暴動)
2002年2月27日-3月2日

パーブリ・モスク跡の聖地からの巡礼帰りのヒンドゥー教徒をムスリムが襲撃し、58名が死亡。その報復でヒンドゥーが多数のムスリムを殺した事件。報復が報復を呼び、2000人を超える死者、20万人以上の難民を出すなど国中を巻き込む大きな事件となった。

事件をどう見るか

事件の発端：ゴドラ駅列車襲撃事件

被害者

- ・大半がヒンドゥー教徒(ヒンドゥー至上主義団体VHP活動家)
- ・巡礼帰り？寺院建設の決起集会？
- ・ムスリム多数地区での傲岸な振る舞い

* VHPは現場となった州の与党BJPの支援団体

事件をどうみるか
事件の発端：ゴドラ駅列車襲撃事件

加害者
 ・地元のスラム教徒（？）
 ・列車への投石
 ・何者かによる緊急停車
 ・放火

*多くの疑問点
 ①大量の燃料が列車内にまかれていた
 ②特定の車両は外から鍵がかかけられ、乗客が閉じ込められていた

17

事件をどうみるか
襲撃事件から暴動へ

過度に迅速な州政府（BJP）の対応
 ・州都まで死者の運搬
 ・政府高官の根拠なき発言「この事件の背後にはイスラムやパキスタンの影がある」

⇒ 市民の中に「ヒンドゥー至上主義」「反イスラム感情」が高揚

⇒ムスリムへの無差別な報復（略奪、放火、襲撃、強姦、殺人）

18

事件をどうみるか
襲撃事件から暴動へ

暴徒はだれか？
 ・数万人が襲撃に参加したとされる
 ・一般市民に加え、州外から来たVHPの過激な活動家たち

→ 暴徒を扇動したため、被害が甚大に

19

事件をどうみるか
 なぜ被害が広がったのか
警察の抑止力不足

↓

・警察官に圧倒的にヒンドゥー教徒が多い
 ・州首相が州警察幹部を自宅に集め、「ヒンドゥー教徒が行うムスリムへの報復行動は制止しないように」と指示を出した（後の報告書）

20

暴動事件をめぐる判決

【2011.3.01 CNN】
 インド西部グジャラート州で2002年2月、急行列車が放火され、ヒンドゥー教徒ら50人以上が死亡した事件で、インドの裁判所は3月1日、11人に死刑を言い渡した。

裁判では31人が有罪判決を受けていて、このうち11人が死刑、20人が終身刑を言い渡された。罪に問われた94人のうち、弁護側とみられた人物を含む63人は、証拠不十分で無罪となった。弁護側は控訴の構えを示している。

インドでは、死刑囚が最高裁に控訴し、さらに棄却された場合は大統領に恩赦を願い出ることができる。終身刑は事実上20年間、14年間の服役後、改めて控訴が認められる。この事件の受刑囚はすでに9年間収監されていて、検察によればこれも服役期間として算入されるという。

事件で死亡したヒンドゥー教徒のグループは、北部アヨディヤでモスク跡地に寺院を建設する運動に参加した構りだった。これをきっかけにヒンドゥー教徒とイスラム教徒の衝突が数日間続き、イスラム教徒を中心に1000人以上の死者が出た。

21

コミュニカル対立をどう読むか
 【何が対立をつくりだすのか】

バブリー・モスク事件
 ヒンドゥー教徒に高揚感をもたらし、ヒンドゥー・ナショナリズムを大いに喚起

↓

ヒンドゥー至上主義団体をバックにもつインド人民党（BJP）が、90年代の総選挙で幅広い支持を獲得。96年に第一党となり、98年には連立政権を樹立。2014年選挙で圧勝、現在与党。

22

コミュニカル対立をどう読むか
 【何が対立をつくりだすのか】

グジャラート暴動
 ・ムスリム虐殺が有権者リストを基に行われた
 ・警察には暴動に介入しないようにという指示
 ・有罪判決がムスリムのみを下る

↓

政治的関与の示唆

23

暴動から約10年

誰が責任をとるのか
 ・当時の州首相、ナレンドラ・モディ
 ヒンドゥー教至上主義団体（RSS）団員

・暴動への関与否定
 ・西側諸国からの批判「犯罪政権」
 例）2005年、米国ビザ支給拒否

⇒ 日本とは友好関係



24

暴動から約10年

- 2014年10月、モディ首相誕生
- 経済成長を理由に多くの支持
- 国内ではカリスマ視
- 欧米各国からの高評価

暴動の責任は？



暴動から約15年：再び宗教対立激化

2010年半ばから「牛肉殺人」多発

- * 牛肉を売ったり食べたりしたなどの疑いをかけられた市民が暴徒に襲撃される事件
- * 被害者の大半はイスラム教徒
- * 牛の保護がイスラム教徒への弾圧にすり替えられる騒動を「牛肉のジハード（聖戦）」とも

- 2015. 10. 28 「牛肉を食べた」という噂が原因でヒンドゥー暴徒がムスリム男性を殺害
- 2017. 6. 22 列車に乗っていたイスラム教徒の少年が「牛肉を食べた」といひかがりをつけられ刺殺



暴動から約15年：再び宗教対立激化

牛肉問題に歯切れ悪いモディ

2010年から今年6月25日までの間に、63回の牛肉（水牛を含む）に関連した襲撃事件があり、28人が殺害された。事件の97%はモディ政権発足後に起き、約半数の32件はモディ氏与党のインド人民党（BJP）が州政権を握っている州で発生した。今年に入ってから、こうした事件は20件も起きている。

2017年7月24日 Sankei Biz

暴動から約15年：再び宗教対立激化

今後の政策方針は？ 宗教融和への道は？ 世論は？



牛肉殺人・モディ政権に抗議するイスラム教徒たち

もう一つの世論：熱狂的な牛保護への疑問

女性問題が置き去りにされている現状への問い
インド在住アーティスト Sujatro Ghosh氏
「インドで牛が女性よりずっと重要な存在とされていることに、不安を感じます。ヒンドゥー教で神聖視されている牛よりも、レイプや暴力を受けた女性に正義がもたらされる方が、ずっと長い時間がかかるのです」

2017年07月06日 HUFFPOST

「牛は保護されるのに、なぜ・・・」



【参考文献】

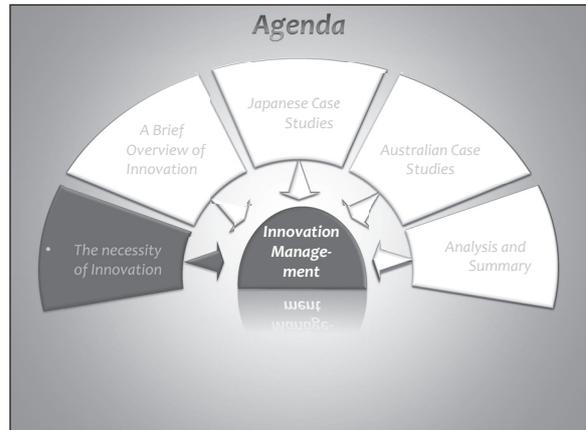
- アミタヴ・ゴシュ/井坂理穂 訳 ☆
『シャドウ・ラインズ—語られなかったインド』 而立書房 2004年
ウルワシー・プターリア/藤岡恵美子 訳 ☆
『沈黙の向こう側—インド・パキスタン分離独立と引き裂かれた人々の声』 明石書店 2002年
エドワード・ルース/田口未和 訳 ☆
『インド 厄介な経済大国』 日経BP社 2008年
田中雅一/田辺明生（編） ☆
『南アジア社会を学ぶ人のために』 世界思想社 2010年
https://www.huffingtonpost.jp/2017/07/06/cawmask-india-women_n_17402004.html
(☆はコミュニティ問題 ★はインド社会概説)

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所
公開講座:アジア・オーストラリアと日本

イノベーションマネジメントの実現 一日豪の事例を中心に

講師: 追手門学院大学・経営学部・崔 宇

November 17th, 2018



The necessity of Innovation

イノベーションを促す要因

- 競争市場の激化
High-cost country (Australia) vs Low-cost country (China, India)
- サービスや品質上の差異の減少
Dentistry, surgery and optometry; the Great Barrier Reef
- 自国の強みを生かす戦略
Australia's first world infrastructure, science and education
- イノベーションは'最高の競争武器'
Innovation appears to be accelerating in many domains

AND MANY OTHERS

The necessity of Innovation

The innovation performance of Australian businesses is poor by international standards (Government of Australia, 2013)

高度なイノベーションを達成するために多くの課題が抱えている:

- 熟練労働の欠如
- 管理能力の不足
- イノベーション文化の欠如など

オーストラリアの位置づけ:
(とりわけ、全く新しいイノベーションという視点から)

- ビジネスイノベーションの世界的リーダーになれず
- 'fast-follower' の位置に追い込まれる

技術イノベーション資金が不足
➢ 開発と実施のコストが高い
オーストラリアのイノベーションは深刻な課題に直面している

The necessity of Innovation

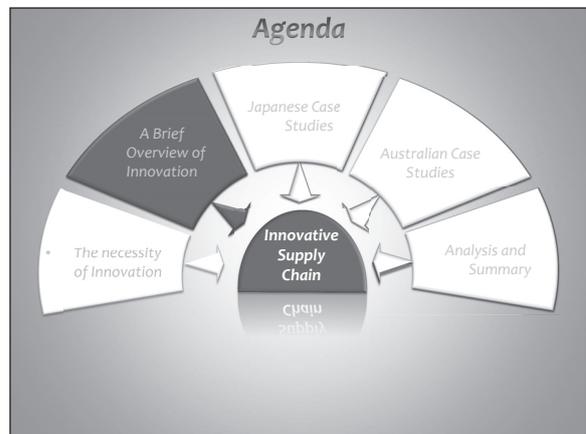
第5期科学技術基本計画—Society 5.0:世界に先駆けた「超スマート社会」の実現 (総合科学技術・イノベーション会議, 平成13年1月から内閣府に設置)

現状評価: 根本的なゲームチェンジが起こりつつある中、これまでの延長線上で科学技術イノベーション政策を進めることの限界が露呈

- 知の融合、破壊的イノベーションの急速な進展、創業の役割変化
- イノベーションを巡る覇権争いの顕在化、持続可能経済への転換

イノベーション戦略の必要性: 「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向け、不確実な未来において何が重要かを大胆に思い描きつつ、優れた実体経済、技術シーズを含む知的資産、大学、人材等を世界の環境変化に合わせて有機的に再構築する

- 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
 - 公的な競争的資金が優秀な若手研究者に行き渡る取組を強化するとともに、若手研究者の研究環境の改善を図るなど、大学等の研究活動を活性化させる
- イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築:
 - オープンイノベーションを推進する仕組みの強化、中小・ベンチャー企業の創出強化、地方創生の推進等の取組の実施
 - 地方創生に資するイノベーション・エコシステムの実現に向けて中核企業支援関連施策を総動員して取り組む環境整備の促進



A Brief Overview of Innovation

イノベーションの定義

洞察力と起業家精神の融合によって、成長産業を立ち上げ、新しい価値を生み出し、高付加価値の雇用を創出する。(Business Council of New York State, 2006)

発明と洞察の交差、社会的、経済的価値の創造につながる。(Council of Competitiveness, 2005)

イノベーションは、新規または大幅に改善された製品、サービス、流通プロセス、製造プロセス、マーケティング手法、または組織的方法の実施を含む、企業業績を改善するための幅広い活動を意味する。(European Commission, 2004)

発明・発見に基づいた新技術・新製品・新市場を創造し、産業・社会を大きく変革する行為である(内閣府, 2016)

AND MANY OTHERS

A Brief Overview of Innovation

The 'What' of Innovation
価値を創造するために、新しい、または、改良された製品、サービス、方法、および、ビジネスモデルである。

The 'How much' of Innovation

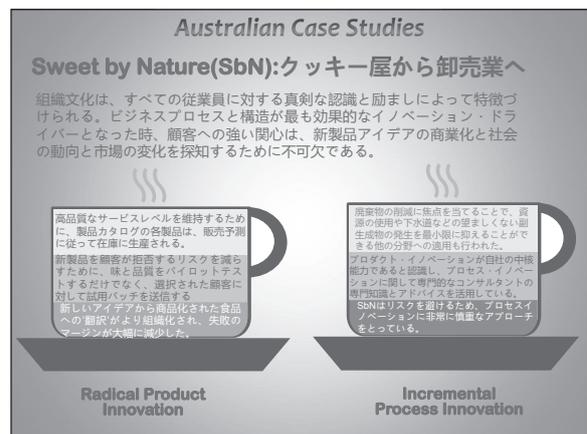
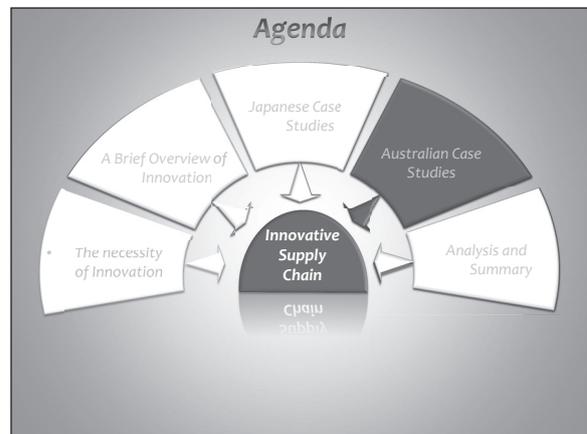
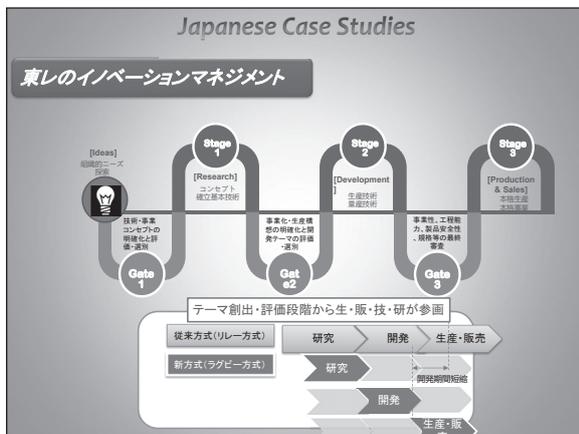
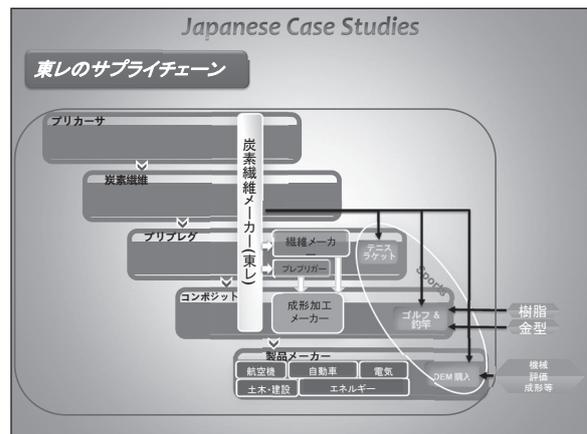
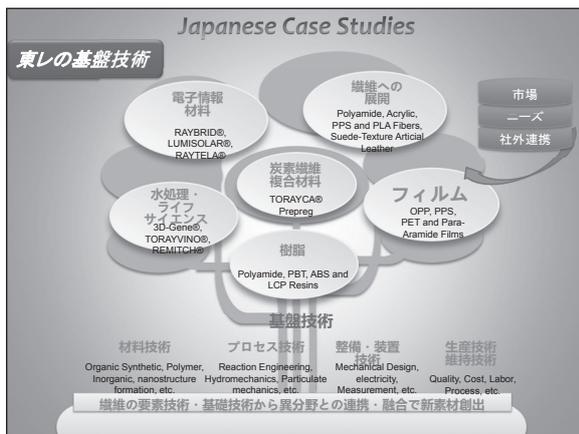
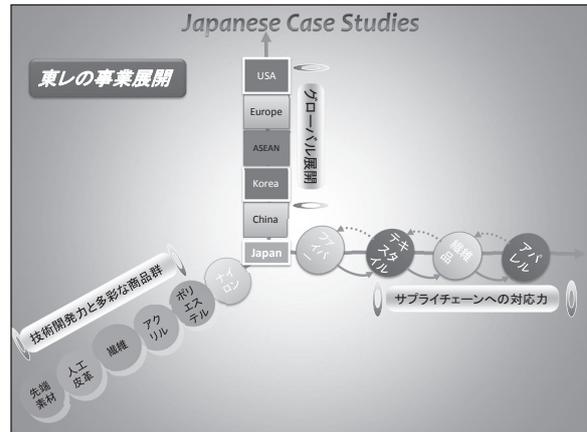
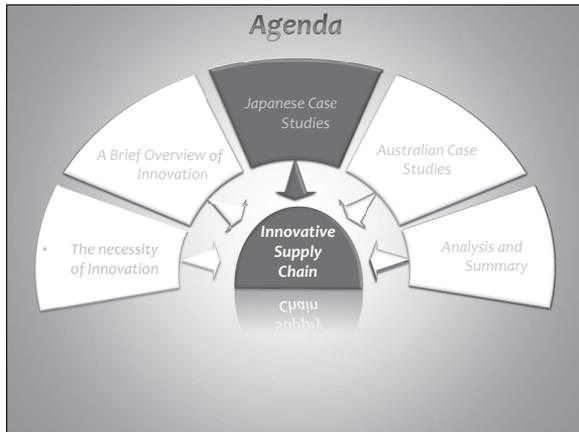
- Incremental (漸進的) イノベーション
- Radical (破壊的) イノベーション

Who benefits from Innovation

- A number of stakeholders (利益関係者)
 - Customers, Employees, ...

Which organizations can be most innovative

- younger, smaller upstart (新興企業)
 - Kwencher's beverages, Cavalier Beer (in Melbourne) ...



Australian Case Studies

Kwencherのプロダクトイノベーション

David Burnsと妻のElly Meitzがモロッコに旅行し、桃のアイスティーと地元のビールを飲んだ後、メルボルンに戻り、桃のジュースと紅茶でビールを作ろうと試みたのがきっかけで新しい飲料水（ペール・エール）の誕生につながった。

01 自家醸造者の成功

自分たちが作った飲料水が素晴らしい味だったので、Kwencherは6ヶ月後に生まれた。現実に2013年のオーストラリア・ベストペール・エール賞を獲得した。

02 アントレプレナーの特徴

Burnsは、機会を感知し、それに効果的に行動できるという姿勢を持っている。彼は機会市場を見つけ、それを活用した。

03 イノベーション管理

Kwencherの自家製の醸造酒が消費者に人気を得たので、Southern Day Breweriesと提携し、ペール・エール(pale ale)を醸造した。現在、様々な飲料水の共同開発に取り組み中であり、ビジネスモデルを軌道に乗せている。

Agenda

Innovative Supply Chain
Склад товаров

- A Brief Overview of Innovation
- Japanese Case Studies
- Australian Case Studies
- Analysis and Summary
- The necessity of Innovation

Analysis and Summary

オーストラリアのイノベーションマネジメントの取組

国家イノベーション・科学振興政策(NISA: National Innovation and Science Agenda)を掲げ、アントレプレナー・イノベーションの支援プログラム(The Idea Boom)、サイバーセキュリティ戦略、産業イノベーション科学省による支援拡大

スタートアップ企業と投資家に対する優遇税制や、企業と大学のコラボレーション促進、オーストラリア連邦科学産業研究機構によるデータアナリティクス分野の研究プログラム「Data61」を通じた新しいテクノロジー産業の振興

挑戦と課題

先端テクノロジーや、アーリーステージ/成長ステージの経営や投資といった分野においては海外人材の招致に依存する状況が続く

大学、研究機関や民間企業間のコラボレーションの実績はまだ不十分

AND MANY OTHERS

Analysis and Summary

日本のイノベーションマネジメントの取組

サイバー空間基盤技術(AI /IoT /ビッグデータ); フィジカル空間基盤技術(センサ/アクチュエータ/処理デバイス/ロボティクス/光・量子); 革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災技術といった最先端領域においてイノベーションマネジメントの実現に加速

挑戦と課題

大企業がコーポレートベンチャーキャピタルを設立したり、インキュベーター等を介してスタートアップ企業の活動を支援したりする取組が増強する必要がある

イノベーションの加速や破壊的テクノロジーの利活用、パートナーシップやアライアンスによるエコシステム創造が不十分

AND MANY OTHERS

Analysis and Summary

イノベーションマネジメントの実現に向けて

- イノベーション創出のための専門組織の設立
- イノベーション創出のためのプロセスの整備
- イノベーション創出に関わる社内活動の活性化
- 外部連携によるイノベーション(オープンイノベーション)の補強

AND MANY OTHERS

Summary

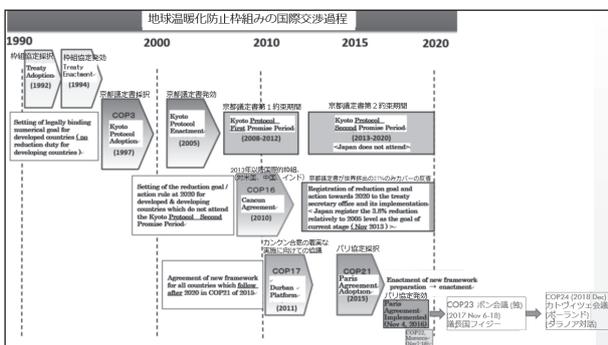
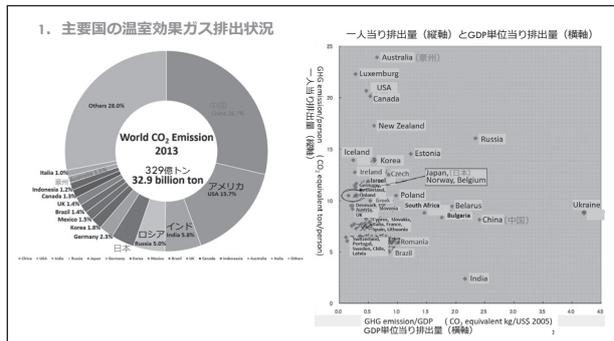
イノベーションマネジメントの実現

- 1 The necessity of Innovation**
グローバルなビジネス環境、各国が直面している問題 etc.
- 2 A Brief Overview of Innovation**
イノベーションの定義、漸進的/破壊的イノベーション, etc.
- 3 Japanese Case Studies**
東レのイノベーションマネジメントの取組
- 4 Australian Case Studies**
Cavalier Beer, Sweet by Nature, Kwencher社の取組
- 5 Analysis and Summary**
日本のイノベーションマネジメントの特徴、今後の課題, etc.

「地球温暖化防止協定をめぐる日本とオーストラリアの国際関係
---京都議定書からパリ協定へ---」
Global Warming Mitigation Framework and International Relation between Australia and Japan
--- from Kyoto Protocol to Paris Agreement ---

進門門学大学院アジア・オーストラリア研究センターセミナー
2018年度大会 11月24日(土)
(於: 茨木市生涯学習センター8らめき 302号室)

京都大学 加賀爪 優
Masaru KAGATSUME
Professor Emeritus
Kyoto University, Japan



2. 京都議定書の概要

京都議定書の概要

削減対象の温室効果ガス	(CO ₂ , CH ₄ , N ₂ O, F-gas substitute (HFC, PFC, SF ₆))
削減基準	1990年 (第1約束期間) 2008年から2012年の5年間で 削減率(削減率) 2013年から2020年の8年間で 削減率(削減率) -5% (削減率)
削減率目標	平均削減目標
	削減率目標 (%)
Japan	-6
EU	-8
USA	-7
Canada	-6
Australia	-8
Russia	0

3つの政策手段

(J) 共同実施 (Joint Implementation)
(JM) 京都議定書第17条 Clean Development Mechanism (CDM)
(IT) 京都議定書第17条 International Emission Trading (IET)

日本企業グループによる合弁植林プロジェクト

- 王子製紙、伊藤忠商事、東北電力、日本郵船会社、千寿文房具
アルバーニー、西オーストラリア州
- 丸紅 (60%)、日本製紙 (40%)
西オーストラリア州
- 日本製紙、三井物産
バンブリー地区、西オーストラリア州
- 三菱製紙、北越製紙、イオン百貨店、中部電力、東京ガス、三菱商事
日本郵船会社、
ブルーガム、アデレード、南オーストラリア州
- 共同研究 (RITEの策)、公益財団法人地球環境産業技術研究機構
日本製紙、大阪大学理学研究科
コロニー地区外、西オーストラリア州

3. パリ協定の主要内容 <京都議定書(2008-2020)以後の地球温暖化対策 (2020-) の国際的枠組協定>

- <Top down goal> 全体的 (上層下層型) 目標
産業革命以前の状態からの気温上昇を2℃以内、望ましいは1.5℃以内に留める長期的目標の為に、今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収を均衡させること (ゼロ・エミッションの達成)
- <Bottom up goal> 各国毎の (草の根型) 目標 = (京都議定書との違い) 全ての国が関与する2020以降、各国が削減目標を決めて公表し、5年毎にその成果をレビューすること。
原則として、各国は前の目標よりも次の目標を厳しいう水準にしなければならない。(ratchet-up mechanism)
- <Global stocktake> 国際的実績評価
これは、個々の国の行為の評価ではなく、世界全体としての努力の評価である。
- <Capital support> 途上国への資金援助
必要なら途上国の資金援助、原則として先進国が先導すべきであるが、途上国も自発的に他の途上国を支援する。
- <Help for loss and damage> 気候変動による被災国への国際的支援枠組
気候変動の影響への対応手段による被災国を支援するための国際的枠組み
- <framework of testing> 各国の削減目標と他国支援の措置を国際的定期的に監視報告する検証枠組
各国の削減目標と他の国への支援措置を国際的定期的に監視・報告する検証枠組みの設立

各国の約束政策案の提出 (2015年12月時点)

Each country submitted Promised Policy Draft (Reduction Goal) after COP20, prior to COP21.
118 countries/regions submit (81.0% of world energy oriented CO₂ emission).
Developed countries have already submitted, only 8 developing countries have not yet submitted.

先進国	Submission Date
USA	21 March
EU	6 March
Russia	1 April
Japan	17 July
Canada	16 May
Australia	11 August
Switzerland	27 February
New Zealand	27 March

途上国	Submission Date
China	30 June
India	1 October
Indonesia	24 September
Brazil	28 September
Korea	30 June
South Africa	28 September

(non-submission countries: North Korea, Libya, Nepal, Nicaragua, Panama, Syria, East Timor, Uzbekistan)

4. (日豪における批准の遅延) Delay of ratification in Japan and Australia
⇒ an observer in COP22 at Morocco (Marrakech)

(4-1) Japan's situation (日本の事情)

日本は国会でTPPの審議を優先していた為、2016年11月4日のパリ協定の発効前に批准することができなかった。事実、日本がパリ協定を批准したのは11月8日であり、その発効の4日後だった。

批准国としての権利は、批准後30日に与えられる。それ故、日本は、2016年11月7-18日モロッコで開催されたCOP22に批准国の資格ではなく、オブザーバーとして参加せざるを得なかった。

日本政府は、以下の例外的に迅速な批准を予測できなかった。
(1)中国 (排出量削減率20.1%) とアメリカ (同17.9%) による同時批准 (9月3日)
(2)インド (4.1%) による批准
(3)EU (4.6%) による一括批准 (10月4日)
国連が、10月5日に実施要件が満たされたことを宣言し発効

この判断ミスには以下の背景があった。
a) パリ協定の発効要件は京都議定書よりも強化された。
パリ協定は、世界の温室効果ガス排出量の最低55%を排出している最低55か国が批准した後に発効する。これは、前四回の排出削減率の最低55%を排出する最低55か国の批准を必要とする京都議定書よりも若干厳しい
b) 京都議定書は賛同から発効までに7年を要したが、パリ協定は1年以上はかからなかった。
c) EU政府は、以前は28の締結国が各々の国内議会で批准した後に批准していた。
この場合、京都議定書の場合と同様に数年を要すると見られていた。
しかし今回は、各々の国内議会で批准に先立ち、例外的にEUとして一括批准した。

(4-2) Australia's situation (豪州の事情)
Negative Impact of Global Warming in Australia (豪州における地球温暖化の悪影響)



land degradation caused by drought
早乾による土壌劣化

Increase of bush fire
山火事の増発

Serious damage on coral reef community due to warming and acidification of Ocean water (ocean whitening)
珊瑚の白化

(与党<国民党・自由党連立政権>も野党<労働党、グリーン党>もパリ協定を歓迎)
 Not only ruling coalition government of national & liberal parties but also opposition parties such as Labor party & Green party have welcomed the Paris agreement

(内閣解散による総選挙に突入したが、逆に議席数を減らした与党の連立調整に時間がかかり、パリ協定の批准がその発効に間に合わず)
 In Australia, in July 2 there was federal government election which has been very time consuming process and political situation had been unsettled for more than weeks. So, the ratification of Paris agreement was delayed until Nov 10, i.e. 2 days later than Japan. Because of this, Australia has to attend COP22 held in morocco (Nov 7 to 18) just as an observer. Due to this delay, Australia's negotiating power will be weakened.

豪州の戦後の政権交代と経済連携協定

1949	メンジース保守系政権発足 (～66年まで長期政権) ＜スノウ・マウンテン水力発電灌漑計画始動＞	1996	ハワード保守系政権発足 <総米通＞
1966	ホルト保守系政権発足		経済政策は自由、シドニー・オリンピック、フッシュュ大統領選に絡んで労働連帯を批准せず
1968	ゴードン保守系政権発足		
1971	マクアーン保守系政権発足	2007	ケビン・ラッド労働党政権発足 <親中派＞
1972	ワイツラム労働党政権発足 自派主権からの脱却、アジア太平洋国家としての意識、ミトメルバウ一期案としての合意		労働政策をスローガン、税制に有利な労働政策を推進、加盟国への特許権移譲、労働政策の転換点
1975	フレゼラー保守系政権 ジョン・カーク連邦総督、ワイツラム連邦総督	2010	ジュリア・ギラード労働党政権発足(党内紛) 親の性格問題、親の外国籍問題、東日本大震災時に見舞いに来日)
1983	ホーク労働党政権発足 (労働党13年間の長期政権) ALP連盟、GATTワルシャワ・ラウンド参加、(フランスグループをリード) ミロの経済改革、マクドナルド・ボードの民営化、分社化)	2013	ケビン・ラッド労働党政権発足 / アボット自由党・国民党連立政権発足 <親日派＞
1991	キーティング労働党政権発足<労働党内紛>	2015	ターンブル自由党・国民党連立政権発足 <自由党内紛> <親中派＞ 中国企業家団へのターウィーン港移譲に関する北領土州政府の無断移譲を懸念 中国企業による数ハイブライン企業買収を禁止 中国の南太平洋軍政を懸念、china power 内紛、中国問題
		2018	モリソン自由党・国民党連立政権発足 <自由党内紛>

5. Australia – Japan cooperation (日豪関係)

(1) (気候変動に関するアジア太平洋協力) Asia Pacific cooperation on Climate Change
 Both Japan and Australia attended at the 25th Asia Pacific Seminar on Climate Change (Monday, 20 June 2016). This seminar has been sponsored by Japanese government since 1991 and was held in Phuket, Thailand under the joint auspices of Japan and Australia

(2) (二酸化炭素回収貯留技術) Japan is contributing for carbon capture and storage (CCS) technology in Australia

(3) (二国間オフセット・クレジット制度) Japan has planned to propose the scheme "bilateral credit system (JCM/BOCM)" in COP22 before implementation of the Paris agreement, which became impossible because of the delayed ratification. Australia has not been involved with this at the moment.



日本は、延長された京都議定書の第2約束期間には参加していない。排出削減のクレジット・クレジット・クレジット (JCM) などの削減クレジットは削減しませんが、参加国と入れれば削減はるため、JCM/BOCMはJCMを補う手段。政府は、JCM/BOCMの間に立つ中間期間を準備する。JCM/BOCM (固定・変動・第三国保証という一連の流れにより、排出削減行動の透明性と公平性、正確性を確保する仕組み) に基づく実証調査・実現可能性調査を行っている。

(モンゴ、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、ベトナム、メキシコ、ラオス)

bilateral credit system (JCM), where Japan can add part of GHG reduction in the developing countries to Japanese reduction in return for the provision of energy saving technology to them.

6. 日豪関係に対する意義

- (原発から火力発電へのシフト)
2011年の東日本大震災により生じた福島増加した第一原発事故以降、原子力発電に代わって新規の火力発電工場が増加した。
- (日豪間資源輸入への影響)
日本でのこの傾向は、原子力発電の原料のウラン鉱のオーストラリアからの輸入を減少させる一方で、火力発電用の石炭輸入を増加させている。その為、日豪間の資源貿易はパリ協定の動向に応じて不安定化。
- (日本の火力/原子力発電施設・新幹線輸出への反響)
加えて、日本は効率的な火力/原子力発電施設と新幹線の輸出を企画しているが、これは電力消費が大きく地球温暖化につながり、国際的NGOから批判されつつある。
- (豪州の石炭輸出依存への反省)
オーストラリアでは、石炭産業への過度の依存は、パリ協定の観点から、歓迎されていない。
- (米国のTPP協定離脱 → 中国の影響) <←BEXITに伴うEUの足並みの乱れ>
トランプ米大統領がパリ協定からの離脱を表明、オーストラリアのターンブル首相は、オバマ前大統領が既に約束しているため、現実には、離脱するには最低4年を要するとして批判。アメリカ、日本、オーストラリアの影響が薄れる中で、COP22における温室効果ガス削減に関する国際競技において中国の立場が急拡大。

2020年までの道筋

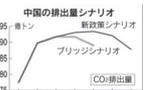
	2017年 1-6月	2017年 7-12月	2018年 1-6月	2018年 7-12月	2019年 1-6月	2019年 7-12月	2020年 1-6月	2020年 7-12月
COP議長国	フィジー		ポーランド		ラオス/カザ(予定)		西太平洋(予定)	
G7議長国	イタリア		カナダ		フランス		東国	
G20議長国	ドイツ		アルゼンチン		日本		サウジアラビア	
UNFCCC 京都議定書 パリ協定		+COP23 +気候変動 +パリ協定実施規則交渉		+COP24 +パリ協定 実施規則 交渉 +RCEP 東特別報告 書(10月)	+COP25 +気候変動 特別報告 書(9月)	+RCEP 特別報告 書(9月)	+RCEP 特別報告 書(9月)	+COP26 +気候変動 特別報告 書(9月)
国連などの 動き		+One Planetサ ミット(11-12月)	+カリフォルニア 州二酸化 炭素サミット (11月)	+モントリオール 議定書HFC 規制開始 (11月)	+EU連立 報告書(11月)	+EU連立 報告書(11月)	+CRO COP15 米大統領 選出(予定)	+G20 米大統領 選出(予定)
各議の出来 事など	+米連立 政権発表 (6月)		+米連立 政権発表 (11月)	+EU連立 報告書 (11月)	+EU連立 報告書 (11月)	+EU連立 報告書 (11月)	+米連立 大統領選 挙(11月)	

パリ協定のカバーレージ 賛同・加盟国：190国以上 世界の排出総量の95.5%

貿易自由化(FTA)と地球環境に関するアジア太平洋地域の動向

中国: 「新常态」への移行で経済成長は7%水準から3～4%台へと低下、20年代前半に排出量が減少し、30年頃には10年代前半の水準に、国連のグリーン開発カズム(GDM)では世界最大の排出供給国で、13年から北京・市で排出量取引(ETS)を導入、17年から全国規模に拡大(COP21) 5月に電力、セメント、アルミの先行3部門の排出削減の基準値を公表、国内航空、鉄道等も来年以降に削減。排出削減の企業間取引で適切な価格(30元～40元/トンの炭素価格)を決定、コスト削減、上海等7つの排出量取引に乗り、欧州を上回る世界最大の排出量取引市場に。

日本: 京都議定書の発足で世界をリード、福島原発事故以降の火力発電への移行で、第2約束期間からは脱炭素、パリ協定の批准がその発効時期より遅れ、オーストラリアと共に国際交渉会議での発言権低下、オーストラリアと共に、「気候変動に関するアジア太平洋協力」を推進。2国間オフセットクレジット制度の提案、オーストラリアに対して、二酸化炭素回収貯留技術や海水の淡水化で技術協力。



中国の排出量シナリオ
時: 時ト 時ト
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
2010年 14 20 25 30 35 40
削減シナリオ
ブリッジシナリオ
CO2排出量

「新常态」への経済成長率低下 CDMと排出量取引(ETS)、炭素価格30元/トン

豪州: 過激な自由化要求でRCEPにおける立場が微妙化、TPPでは米国の離脱宣言批判で存在感低下、温暖化対策では微妙な立場。排出削減基金制度(ERF)2014年から実施、10年間で25.5億ドルの予算。2014年に炭素税、富裕層利用税の発足、2015年、自然エネルギー発電導入目標引下げ、炭鉱閉山事業に資金援助

米国: 貿易問題に関してはTPP離脱、環境問題に関してはパリ協定離脱、(⇒We are still in, 一部米国民は抵抗)パリ協定の最も重要な点は途上国に削減目標を持たせた点であるが、それは京都議定書を批判しかつたこと反省からオバマ大統領が中国と共に真っ先に同時批准したことによるが、トランプの離脱宣言により、中国と途上国は梯子を外された状態に置かれた。中国はこれを好機に環境問題の覇権を握りつつある。

ご清聴有難うございました
 THANK YOU FOR LISTENING



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。
平成30年は市制施行70周年



【現代インドの英語文学：インド社会の変容とグローバル化のはざままで】
日本学術振興会科学研究費助成事業基盤研究（B）課題番号 17H02318

茨木市×追手門学院大学 連携講座



公開講演会

インド社会と村上春樹 ～現代インドの読書経験～

村上春樹著『海辺のカフカ』のベンガル語訳を企画担当するなど、インドで編集者として活躍されているDevlina Mukherjee(デヴリナ・ムケルジー)さんをお招きし、インド社会におけるMurakamiの受容を切り口に、現代インドにおける読書経験—読者がどのように生まれ、彼らは何を読むのか—について講演していただきます。（講演は英語で行われます。逐次翻訳有）

講師 ▶ **デヴリナ・ムケルジー**（ジャダプル大学出版・編集者）

1974年、インド、コルカタ出身。インドで英文学を学び、米国バドュー大学で博士号を取得（コミュニケーション学）
ジャダプル大学出版で学術書、文学書など意欲的なテーマを手掛け続ける。

日時 ▶ **10月21日（日）** 午後1時半～3時半
（受付は13時～）

会場 ▶ 茨木市立男女共生センター ローズWAM (501,502号室)
〒567-0882茨木市元町4番7号
[電話] 072-620-9920
<http://www.rosewam.city.ibaraki.osaka.jp/access/>



定員 ▶ **60名**（申込先着順、入場無料、対象：一般、学生）

申込 ▶ 下記より事前に申し込みをお願いします。
<https://ws.formzu.net/dist/S86655074/>

※ 空席があれば、当日会場でも受け付けします。



QRコードから
申込みできます

一時保育あり
（有料、要申込）

問い合わせ ▶ 追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
TEL:072-641-9667 FAX:072-643-9476
Email:cas@otemon.ac.jp

共催：茨木市・追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所



追手門学院大学は2020年にインドとの交流50周年を迎えます

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

平成30年は市制施行70周年

科研費基盤B「現代インドの英語文学：インド社会の変容とグローバル化のはざままで」
(研究代表者：熊本県立大学 難波美和子)

茨木市 × 追手門学院大学 連携講座



今インドで女性として書くこと： ヒンディー語作家とその読書経験



デリー大学で教鞭をとりながら、ヒンディー語作家として活躍しているアルパナー・ミシュラ (Alpana Mishra 1969-) 氏を迎え、現代インドにおける各種文学の受容をテーマに公開講演会を開催する。ミシュラ氏は現在ヒンディー文学界でもっとも高く評価されている新進作家のひとりである。彼女の作家としての素地は幼少期からどのように形成され、どのような読書経験をもつのか。また母、妻、教育者、作家という様々な顔を持つ氏が、今インドにおいて女性として書くということ語る。

日時 **11月24日(土) 14:00 - 16:00(受付13:30~)**

会場 **茨木市立生涯学習センターきらめき405・406号室**

〒567-0028 大阪府茨木市畑田町1番43号
【電話】072-624-8182 【Email】kirameki@city.ibaraki.lg.jp



申し込み方法

下記より事前に申し込みをお願いします
<https://ws.formzu.net/dist/S32395654/>
※空席があれば、当日会場でも受け付けします。

一時保育あり (有料・要申込)

参加費無料

定員30名 (申込先着順)

主催：



大阪府 **茨木市**
Ibaraki City

×



想像もしなかった自分史がはじまる

追手門学院大学

追手門学院大学は2020年にインドとの交流50周年を迎えます

お問い合わせはコチラ↓

追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所

【TEL】072-641-9667 【FAX】072-643-9476 【Email】cas@otemon.ac.jp





現代未開 追手門
130年の伝統を革新の力に

追手門学院大学
オーストラリア・アジア研究所主催

特別講演会

『オーストラリアの政治・経済現状と 日本・アジア諸国との連携』

ゲストスピーカー



三菱商事株式会社 金属グループ 顧問
(元執行役員兼オーストラリア三菱商事取締役社長)

高田 光進 氏

たかだ みつゆき

オーストラリア駐在が長く、メルボルン日本商工会議所
会頭も務めたベテラン商社マンをお迎えし、オーストラリア
の現状や魅力、アジアとの関係について語ってまいります。
オーストラリアや海外事情、国際ビジネスに関心を持つ
全学部・全学年の学生、教職員の参加を歓迎します。

申込み不要

●問い合わせ先●
オーストラリア・アジア研究所
TEL: 072-641-9667
Email: cas@otemon.ac.jp

7月13日(金)
13:20~14:50
会場: 2402教室



想像もしなかった自分史がはじまる
追手門学院大学

オーストラリアの政治・経済現状 & 日本・アジアとの連携

三菱商事 金属グループ 常勤顧問
高田光進
2018年7月13日

1

豪州概要のポイント

- 世界でもTopランクの政治・経済安定国**
 - 英国連邦国家「自由主義・民主主義体制」しかし、『少数政党』問題が。
 - 経済成長26年連続プラス成長
 - カントリーリスクはゼロに近い先進国(Sovereign Rating AAA)
 - Five Eyesのメンバー(豪州、米国、UK、カナダ、ニュージーランド)
 - 三菱商事にとって最重要国のひとつ
- 人口が確実に増加中**
 - 高い人口増加率。2050年には3,550万人?
 - 移民政策
- 世界有数の資源国**
 - 『資源国は国を豊かにする。しかし、国民を…製造業を…』
 - 東(QLD, NSW, VIC)の石炭、西(WA)の鉄鉱石、ガス。
- 日本の重要パートナー国。アジアの一員としての外交政策**
 - 超大国(日本文化、観光(ニセシ、白馬等)、日本との時差: ±1~2時間)
 - 貿易・投資(安定的資源ソース) + 国家安全保障(東経135度+シヤトル外交+日・豪・米・印・韓)
 - アジア諸国の一員としての外交政策
- 庶民の国**
 - 労働組合
 - 安全(治安・食品) + 環境保全
 - 国民性、自由主義
 - 住みやすい都市:メルボルン(7年連続世界No.1)、アデレード、パース、(シドニー)

2

オーストラリア概要

日本の約20倍の広大な面積、6つの州と各1つの準州・特別地域からなる連邦国家。

オーストラリアMAP

概要

- 正式名称: オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)
- 建国: 1901年(連邦結成。英国領有は1770年。英国人探検家クックが現在のシドニー郊外、ボタニー湾に上陸した際に宣言。1778年に植民地政府設立。)
- 首都: キャンベラ
- 国土面積: 769万2平方km (世界第6位/日本の約20倍)
- 位置: 東経115°~154度、南緯11°~44度
- 気候: 北部の熱帯性気候から、南部の温帯性気候まで多様 (国土の40%弱が熱帯性)
- 宗教: キリスト教: 61%(カソック、英国教会中心)、無宗教: 22%
- ※以下数値は特記以外は2017年度の数値。
- 人口: 2,470万人(7割以上、NSW, QLD, VIC / 外国生まれ人口: 全体の約25% / アフリカ系: 約55万人 / 全体の25% / 豪州政府推計では2050年に人口3,550万人(約43%増))
- 人口密度: 3.20人/km2(世界188位/日本の約1/100)
- 出生率(16年): 1.81人、自然増・移民=15万人: 18万人(14年)
- 在留邦人数(16年10月): 92,637人(米国、中国に次いで3位)
- 名目GDP: 1兆3,795億ドル(世界13位、日本の約2割)
- 名目一人当たりGDP: 55,7千ドル(世界11位、日本の1.4倍)
- 実質GDP成長率: 2.27%、失業率: 5.6%
- 政策金利: 1.5%(直近)

3

オーストラリアの歴史

- 1770年に英国人探検家クックがボタニー湾に到着して以降、英国の植民地として発展。徐々に政治制度の成熟化・経済発展を果たすとともに、自立の度合いも高めてきた。
- 近年では、自由貿易の積極的推進や先進的環境政策を導入してきた。

4

人口推移

- オーストラリアの人口は、移民政策の影響もあり、緩やかに増加し続け、2400万人(16年)を突破。
- 人口増加率は他の先進国や主要新興国と比べても高い水準。

オーストラリア人口推移

主要国の年平均人口増加率比較(2015-2020)

国	年平均人口増加率(%)
オーストラリア	1.30
インド	1.10
ブラジル	0.75
米国	0.71
英国	0.58
中国	0.39
フランス	0.39
ロシア	-0.01
ドイツ	-0.05
日本	-0.23

5

主要鉱産物の埋蔵量世界シェア

- 長期的に見ても、オーストラリアの鉱産物埋蔵量は世界トップクラス。世界有数の資源国。
- 日本にとり、重要な主要資源供給国。

6

住みやすい都市ランキング¹⁾

- メルボルンは7年連続で「世界でも最も住みやすい都市」第1位に選ばれており、豪州の他都市も上位にランクインしている。

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年/2017年
メルボルン	メルボルン	メルボルン	メルボルン	メルボルン	メルボルン
ウィーン	ウィーン	ウィーン	ウィーン	ウィーン	ウィーン
バンクーバー	バンクーバー	バンクーバー	バンクーバー	バンクーバー	バンクーバー
トロント	トロント	トロント	トロント	トロント	トロント
カルガリー	カルガリー	カルガリー	カルガリー	カルガリー	カルガリー
シドニー	シドニー	シドニー	シドニー	シドニー	シドニー
ヘルシンキ	ヘルシンキ	ヘルシンキ	ヘルシンキ	ヘルシンキ	ヘルシンキ
パース	パース	パース	パース	パース	パース
アデレード	アデレード	アデレード	アデレード	アデレード	アデレード
オークランド	オークランド	オークランド	オークランド	ヘルシンキ	ハンブルグ

7

オーストラリアの政治制度概要

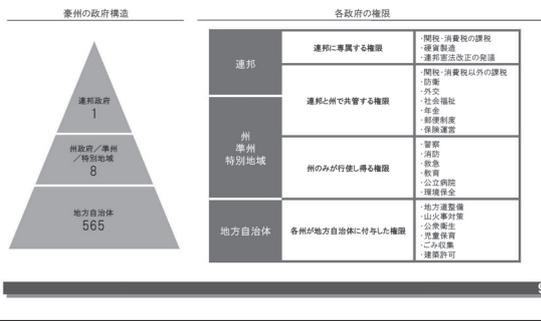
- オーストラリアの政治の主な特徴としては、「連邦制」「立憲君主制」「議院内閣制」「二院制」の4点が挙げられる。

- 連邦制**
 - 1901年、6つの英国自治植民地が州となり、英国女王を元首とする立憲君主制のオーストラリア連邦が成立した。
 - 連邦制導入にあたり、元々存在していた6つの植民地の獲得権を守るため、連邦と州政府間の権力分立主義が併用され、現在に至るまで各州が強大な権限を維持している。
 - 連邦政府の権限は、外交・国防・貿易・移民・通関・社会福祉等、州政府の権限はそれ以外(教育・運輸・保健衛生・強制執行及び行政処分等)と定められている。
- 立憲君主制**
 - 1901年に制定された連邦憲法において、全ての執行権は、英連邦の一員として元首である英国女王の名代の連邦総督に帰属すると定められている。
 - 憲法では、首相や内閣に関する規定は全定められておらず、慣例的に連邦総督は、首相を任命し、その首魁の助言に従って執行権を行使するものとされている。
 - 理論的には、連邦総督は、議会の解散、法案の正権、閣議の任免権、閣議の指揮権など広範かつ強大な権限を有しているが、慣例的・実質的には、行政の執行権は、首相及び内閣にある。
- 議院内閣制**
 - 上・下院の二院からなる議院の下院で多数を占めた政党又は政党連合の長が首相となり、内閣を組織。内閣は連帯して議会に対する責任を負う。
- 二院制**
 - 上院は日本における参議院。下院は衆議院に例えられ、日本同様下院に優越性があるものの、上院に予算案の否決権がある等、日本の参議院に比べ、強い権限を持つのが特徴的。
 - また、下院が小選挙区制なのに対し、上院は比例代表制であるため、少数政党からも当然のチャンスが十分にあり、与党が過半数取れる事態を引き起こしている。

8

連邦制(1)

- 連邦制導入にあたって、元々存在していた6つの植民地の既得権を守るため、連邦と州政府間の権力分立主義が併用された。連邦政府の権限は憲法に記載されたものに限定され、専断的権限と、州政府と共有する共管的権限がある。



連邦制(2)

- 2013年9月連邦総選挙でニュー・アボット率いる自由国民党連合が圧倒的勝利、6年ぶりに政権が交代。
- 2015年9月の自由党党首選でアボットが敗れ、マルコム・ターンブルが新政権が誕生した。

州府	政党	前回選挙	前回選挙	上院/下院議員任期
連邦	マルコム・ターンブル (Malcolm Turnbull)	自由 国民党連合	2017年7月2日	2017年7月2日に上下院同時実施
ニュー・サウス・ウェールズ	グレイディス・ベレシクリアン (Glennie Beechman)	自由 国民党連合	2015年8月28日	2018年11月24日
ビクトリア	ダニエル・アンリューズ (Daniel Andrews)	労働党	2014年11月29日	2018年11月24日
クイーンズランド	アナスタシア・パヴラジエイ (Anastacia Pavloukaj)	労働党	2017年11月25日	2020年10月31日
西オーストラリア	マーク・マクゴワン (Mark McGowan)	労働党	2017年3月11日	2021年3月13日
南オーストラリア	ジェイ・ウェザレル (Jay Weatherill)	自由党	2018年3月17日	2022年3月19日
タスマニア	ウィル・ホッグマン (Will Hodgman)	自由党	2018年3月15日	2022年
北領土	マイケル・ガナー (Michael Garner)	労働党	2016年8月27日	2020年8月22日
首都特別地域	アンソニー・バー (Anthony Barber)	労働党	2016年10月15日	2020年10月17日

立憲君主制

オーストラリアは英連邦の一員であり、全ての執行権は、元首である英国女王名代の連邦総督に帰属すると定められているが、実質的には名譽職であり、行政の執行権は首相にある。

オーストラリア立憲君主制概要

各州の総督

州府	総督	任期
ニュー・サウス・ウェールズ	第37代 デビッド・ハーロー	2014年10月から
ビクトリア	第29代 ヴィヴィアン・ディ・ザウ	2020年まで
クイーンズランド	第28代 ポール・デ・ジョーヤー	2014年7月から
西オーストラリア	第32代 ケリー・ワンダーラック	2014年10月から
南オーストラリア	第35代総督 ヒュー・アンソニー	2007年にSA州総督に就任
タスマニア	第24代総督 ケイト・マクラー	2014年12月10日から
北領土	第22代行政官 アンソニー・マクドナルド	2017年11月から
首都特別地域	第26代 ビー・コーズグループ	2019年まで(予定)

議院内閣制

- 下院で多数を占めた政党又は政党連合のリーダーが首相となり、内閣を組織する。
- 戦後、二大政党の中、保守連合(自由党、国民党)の政権保持日数は70%以上。直近は13年に6年振りに自由国民党連合に政権交代。

歴代首相

氏名	所属政党	就任年月日	退任年月日	就任期間	所属政党	代	首相の氏名	就任年月日	退任年月日	就任期間	所属政党
1. エドワード・グース	自由国民党	1901年1月1日	1903年10月1日	2年7か月	自由国民党	1代	アンソニー・メクドナルド	1968年10月1日	1971年10月1日	3年	自由国民党
2. アリス・ヘンダーソン	自由国民党	1903年10月1日	1904年10月1日	1年	自由国民党	2代	ジョン・マクドナルド	1971年10月1日	1973年10月1日	2年	自由国民党
3. ジョージ・リットン	自由国民党	1904年10月1日	1905年10月1日	1年	自由国民党	3代	ジョン・マクドナルド	1973年10月1日	1975年10月1日	2年	自由国民党
4. ジョージ・リットン	自由国民党	1905年10月1日	1906年10月1日	1年	自由国民党	4代	ジョン・マクドナルド	1975年10月1日	1977年10月1日	2年	自由国民党
5. ジョージ・リットン	自由国民党	1906年10月1日	1907年10月1日	1年	自由国民党	5代	ジョン・マクドナルド	1977年10月1日	1979年10月1日	2年	自由国民党
6. ジョージ・リットン	自由国民党	1907年10月1日	1908年10月1日	1年	自由国民党	6代	ジョン・マクドナルド	1979年10月1日	1981年10月1日	2年	自由国民党
7. ジョージ・リットン	自由国民党	1908年10月1日	1909年10月1日	1年	自由国民党	7代	ジョン・マクドナルド	1981年10月1日	1983年10月1日	2年	自由国民党
8. ジョージ・リットン	自由国民党	1909年10月1日	1910年10月1日	1年	自由国民党	8代	ジョン・マクドナルド	1983年10月1日	1985年10月1日	2年	自由国民党
9. ジョージ・リットン	自由国民党	1910年10月1日	1911年10月1日	1年	自由国民党	9代	ジョン・マクドナルド	1985年10月1日	1987年10月1日	2年	自由国民党
10. ジョージ・リットン	自由国民党	1911年10月1日	1912年10月1日	1年	自由国民党	10代	ジョン・マクドナルド	1987年10月1日	1989年10月1日	2年	自由国民党
11. ジョージ・リットン	自由国民党	1912年10月1日	1913年10月1日	1年	自由国民党	11代	ジョン・マクドナルド	1989年10月1日	1991年10月1日	2年	自由国民党
12. ジョージ・リットン	自由国民党	1913年10月1日	1914年10月1日	1年	自由国民党	12代	ジョン・マクドナルド	1991年10月1日	1993年10月1日	2年	自由国民党
13. ジョージ・リットン	自由国民党	1914年10月1日	1915年10月1日	1年	自由国民党	13代	ジョン・マクドナルド	1993年10月1日	1995年10月1日	2年	自由国民党
14. ジョージ・リットン	自由国民党	1915年10月1日	1916年10月1日	1年	自由国民党	14代	ジョン・マクドナルド	1995年10月1日	1997年10月1日	2年	自由国民党
15. ジョージ・リットン	自由国民党	1916年10月1日	1917年10月1日	1年	自由国民党	15代	ジョン・マクドナルド	1997年10月1日	1999年10月1日	2年	自由国民党
16. ジョージ・リットン	自由国民党	1917年10月1日	1918年10月1日	1年	自由国民党	16代	ジョン・マクドナルド	1999年10月1日	2001年10月1日	2年	自由国民党
17. ジョージ・リットン	自由国民党	1918年10月1日	1919年10月1日	1年	自由国民党	17代	ジョン・マクドナルド	2001年10月1日	2003年10月1日	2年	自由国民党
18. ジョージ・リットン	自由国民党	1919年10月1日	1920年10月1日	1年	自由国民党	18代	ジョン・マクドナルド	2003年10月1日	2005年10月1日	2年	自由国民党
19. ジョージ・リットン	自由国民党	1920年10月1日	1921年10月1日	1年	自由国民党	19代	ジョン・マクドナルド	2005年10月1日	2007年10月1日	2年	自由国民党
20. ジョージ・リットン	自由国民党	1921年10月1日	1922年10月1日	1年	自由国民党	20代	ジョン・マクドナルド	2007年10月1日	2009年10月1日	2年	自由国民党
21. ジョージ・リットン	自由国民党	1922年10月1日	1923年10月1日	1年	自由国民党	21代	ジョン・マクドナルド	2009年10月1日	2011年10月1日	2年	自由国民党
22. ジョージ・リットン	自由国民党	1923年10月1日	1924年10月1日	1年	自由国民党	22代	ジョン・マクドナルド	2011年10月1日	2013年10月1日	2年	自由国民党
23. ジョージ・リットン	自由国民党	1924年10月1日	1925年10月1日	1年	自由国民党	23代	ジョン・マクドナルド	2013年10月1日	2015年10月1日	2年	自由国民党
24. ジョージ・リットン	自由国民党	1925年10月1日	1926年10月1日	1年	自由国民党	24代	ジョン・マクドナルド	2015年10月1日	2017年10月1日	2年	自由国民党
25. ジョージ・リットン	自由国民党	1926年10月1日	1927年10月1日	1年	自由国民党	25代	ジョン・マクドナルド	2017年10月1日	2019年10月1日	2年	自由国民党
26. ジョージ・リットン	自由国民党	1927年10月1日	1928年10月1日	1年	自由国民党	26代	ジョン・マクドナルド	2019年10月1日	2021年10月1日	2年	自由国民党
27. ジョージ・リットン	自由国民党	1928年10月1日	1929年10月1日	1年	自由国民党	27代	ジョン・マクドナルド	2021年10月1日	2023年10月1日	2年	自由国民党
28. ジョージ・リットン	自由国民党	1929年10月1日	1930年10月1日	1年	自由国民党	28代	ジョン・マクドナルド	2023年10月1日	2025年10月1日	2年	自由国民党

二院制(1)

- 上院は日本における参議院、下院は衆議院に相当。日本同様下院に優越権があるものの、上院に予算案の否決権がある等、日本の参議院に比べ、強い権限を持つのが特徴的。
- 上院は、比例代表制であるが、マイクロや無所属委員の当選が多く実現し、彼らが「ガラスの扉」を推す事も近年の傾向。

二院制概要

	上院(Senate)	下院(House of Representative)
総議席数	- 76名 - 6州12名 - NT/ACT各2名	- 150名 - 全国を150区に分け、各1議席を配分
任期	6年(任期途中で改選)	3年(任期途中で改選)
選挙制度	比例代表制	小選挙区制
選挙権	下院、及び連邦議院に対する選挙権	下院における多数を占めたい政党は、その長が連邦議員になる

現在の政界別議席数と各政党の特色

政党	議席数	特色
自由 国民党連合	31	自由 国民党連合
労働党	26	労働党
緑の党	9	緑の党
ワンネーション	2	ワンネーション
その他	8	その他

二院制(2)

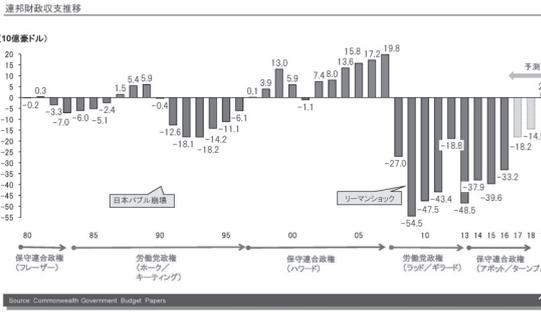
- 上院と下院では異なる選挙制度を採っているため、両院で党派構成が大きく異なるのが通例。
- 比例代表制の上院では、二大政党以外の少数党や無所属の進出が容易であり、政策決定に大きく影響することも多い。

連邦及び各州議会の上下院で過半数を占める政党

州府	下院	上院
連邦	保守連合	ハンクパーラメント
ニュー・サウス・ウェールズ	保守連合	ハンクパーラメント
ビクトリア	労働党	ハンクパーラメント
クイーンズランド	労働党(一院制)	
西オーストラリア	労働党	ハンクパーラメント
南オーストラリア	保守連合	ハンクパーラメント
タスマニア	保守連合	ハンクパーラメント
北領土	労働党(一院制)	
首都特別地域	労働党(一院制)	

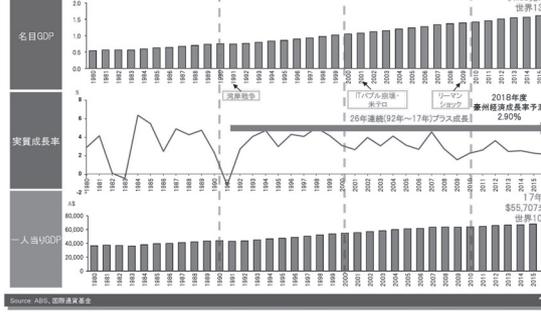
オーストラリアの財政収支推移

- 保守連合政権によって、労働党政権時代に悪化した、財政収支の改善が大きな課題。
- 18年度連邦予算案では、19年度に黒字化を達成する見通しを示した。



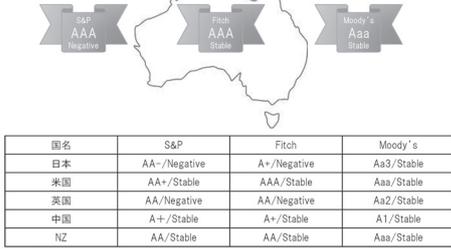
オーストラリアのGDP推移

- 1992年度以降、26年連続プラス成長(平均3.2%成長)を維持。
- 名目GDP世界13位、一人当たりGDP世界10位。



オーストラリア連邦格付け

豪州連邦は、『カナダ、シンガポール、スイス、オランダ、ドイツ、ルクセンブルグ、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン』と並び、三大格付け会社全てから『AAA/Stable』を付与されていた...

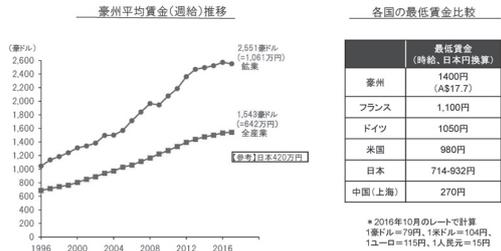


Source: Bloomberg

17

オーストラリアの労働コスト

オーストラリアの平均賃金は年々上昇しており、全産業平均で7万豪ドルを超える。

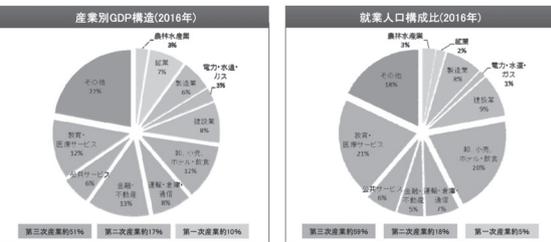


Source: ABS, I.P. Morgan, ILL

18

豪州産業構造—GDP構造, 就業人口

第三次産業(サービス産業)はGDPについては約5割、就業人口については過半数を占める。

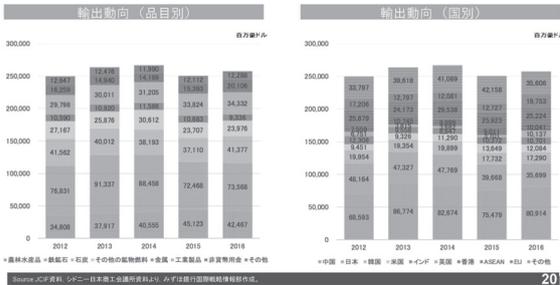


Source: JCFレポート「シドニー-日本最大企業経済資料」/みずほ銀行国際情報提供

19

豪州貿易概況(1)輸出

一次産品を輸出。高度加工製品を輸入する構造。輸出品目は、石炭、鉄鉱石の2品目が全体の4割以上を占める。



Source: JCFレポート「シドニー-日本最大企業経済資料」/みずほ銀行国際情報提供

20

豪州貿易概況(2)輸入

輸出のよりに1品目で構成比が10%を超えるような品目の偏りが無い。国内原油生産が少ないため、燃料(原油)割合が大きい。



Source: JCFレポート「シドニー-日本最大企業経済資料」/みずほ銀行国際情報提供

21

豪州 FTA 締結/交渉状況

- FTA 締結済み: (10カ国)
ニュージーランド: 3月'83年
シンガポール: 7月'03年
タイ: 1月'05年
米国: 1月'05年
マレーシア: 1月'13年
韓国: 12月'14年
日本: 1月'15年
チリ: 1月'15年
中国: 12月'15年

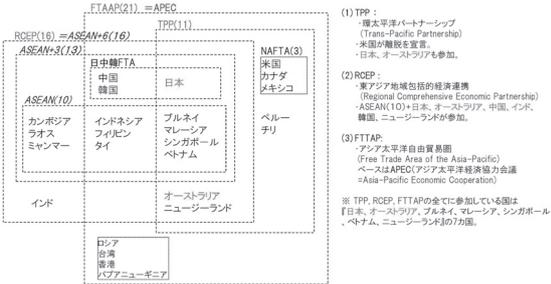
- FTA交渉中:
TPP: 『日本, NZL, ブルネイ, シンガポール, マレーシア, ベトナム』 + カナダ, メキシコ, チリ, ベルギー
RCEP: 『同上』 + 中国, 韓国, タイ, フィリピン, インドネシア, インド, カンボジア, ラオス, ミャンマー。
GCC: 『バレーン, クウェート, オマーン, カタル, サウジ, UAE』
Pacific Alliance: (チリ, コロンビア, メキシコ, ペルー)
インド
ネシア

Source: JCFレポート「シドニー-日本最大企業経済資料」/みずほ銀行国際情報提供

22

世界自由貿易協定

日本とオーストラリアは世界自由貿易体制で主導的役割を果たしている。両国間のEPAに加え、TPP, RCEP, FTAを締結に向けてワーク中。

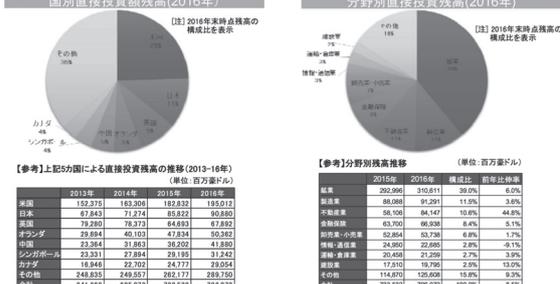


Source: JCFレポート「シドニー-日本最大企業経済資料」/みずほ銀行国際情報提供

23

対豪州 投資動向—世界からの投資

国別では第1位の米国が1,950億豪ドルと、国単独では唯一1,000億豪ドルを超える。



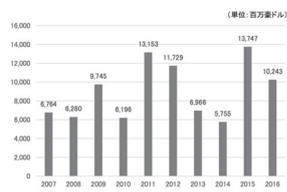
Source: ABS

24

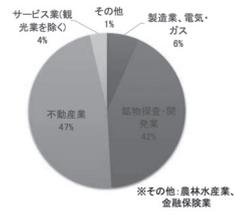
対豪州-日本からの投資動向

- ・ 日本からの投資は14年には前年度比17.4%減。
- ・ 15年は日本郵便によるトル社大型買収により、238.8%と大幅増。
- ・ 16年には日本生命による同業MLC社大型買収があったが、前年度比25.5%減。

直接投資額推移(ネット、フロー)



業種別構成(2015/2016年)(認可ベース)



(出所)オーストラリア統計局資料より みずほ銀行国際戦略情報部作成

(出所)FRB年次報告書 2015/16より みずほ銀行国際戦略情報部作成



2018年度追手門学院大学
オーストラリア・アジア研究所主催

【オーストラリアを学ぶ2】特別講演会

「貿易・投資から見た日豪関係」



【ゲストスピーカー】

在大阪オーストラリア総領事館 総領事
デイビッド ローソン氏



【講師プロフィール】

デイビッド・ローソン氏は1997年にオーストラリア貿易促進庁（オーストレード：現在はオーストラリア貿易投資促進庁）に入庁し、領事兼トレード・コミッショナーとして赴任し仙台を2001年まで拠点とする。
その後、4年間にわたり南オーストラリア州アデレードでオーストレードのトレード・コミッショナーを務める。
2005年から2009年まではオーストラリア総領事兼トレード・コミッショナーとしてサンフランシスコに赴任。
2010年にはオーストレード本部、札幌での任務にあたり、同年11月には横浜でAPEC調整官を務める。
2011年にオーストラリア総領事館をモンゴルに開設する任務を担いウランバートルに拠点を移す。
2012年にはモンゴルでの初代オーストラリア総領事兼トレード・コミッショナーを務め、2013年-2014年はオーストレードのニュー・サウス・ウェールズ州及び首都特別地域担当ディレクターとしての任務にあたる。
2015年1月に在日オーストラリア大使参事官（商務）の任務に就き、サービス・テクノロジー分野及び主要スポーツイベント部門を担当し、2016年12月に駐大阪オーストラリア総領事に着任した。
オーストレード入庁前は日本において輸入住宅の取り扱いを専門とする独立コンサルタントを立ち上げ9年間活動し、オーストラリアとパプアニューギニアで日本の鉱業会社と密接に仕事をした経験を持つ。
オーストラリア国立大学で経済学及びアジア学を専攻。また、アデレード大学では科学技術の実用化に特化したコマースライゼーション・オブ・サイエンス・アンド・テクノロジー修士号を取得する。

9月24日（月）16:40~18:10

追手門学院大学 5号館2階 5203教室

事前申込不要
参加費無料

問い合わせはコチラ↓

オーストラリア・アジア研究所

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15

TEL:072-641-9690【受付時間】9:10 ~ 17:00

Email:cas@otemon.ac.jp

URL <https://www.otemon.ac.jp/research/labo/cas.html>



想像もなかった自分史がはじまる
追手門学院大学

2018年度 追手門学院大学
オーストラリア・アジア研究所 主催

【オーストラリアを学ぶ2】

特別講演会

「オーストラリアの政治・外交の現状」



《ゲストスピーカー》

高田 光進 氏

三菱商事株式会社 金属グループ 顧問

(元執行役員兼オーストラリア三菱商事取締役社長)

オーストラリアでは8月末に自由党のモリソン氏が首相に就任。ここ数年で5人の首相誕生という、2012年頃までの日本のような状況になっています。次回の連邦選挙は来年5月中旬までに実施されますが、現状では労働党勝利の可能性が高まっています。頻繁な政権交代の背景など、同国の政治の問題点や課題について解説していただきます。外交面でも、米国でのトランプ政権誕生、日本との関係強化、中国の台頭、インド大洋州戦略にどのように対応していくのか——などについて話していただきます。

11月26日(月) 16:40~18:10

追手門学院大学 5号館2階 5203教室



全学部・全学年の学生
教職員のみなさま
ご参加お待ちしております。

事前申込不要・参加費無料

▼問い合わせ先▼

オーストラリア・アジア研究所

【TEL】072-641-9667 【Email】cas@otemon.ac.jp

【HP】<https://www.otemon.ac.jp/research/labo/cas.html>



想像もなかった自分史がはじまる

おとうもん

追手門学院大学



現代未聞 追手門
130年の伝統を革新の力に

豪州 下院 座席表

下院議場座席表

豪州・首都 Canberra

豪州国会議事堂

下院議場写真

17

豪州 上院選挙制度改革/上院・下院選挙投票用紙

- ターンブル政権により16年3月に成立した上院選挙制度改革は1984年に「ラインの上投票」制度を導入され、又 上院の各州で位数が増加された改革以降、過去30年以上の中で最大の改革
- 「ラインの上投票」:「選択式優先順位投票制度」を採用、有権者は「ラインの上」に記載された各政党もしくはグループに、最低一つ、最高で6つの選好順位を記す。
- 「ラインの下投票」:「部分的選択式優先順位投票制度」を採用、有権者は立候補者全員に優先順位をふる必要は無く、少なくとも12候補者に順番を記すだけで良い。

18

モリソン内閣 政策路線

- 8月末の党首選で「自家騒動」を経験した保守連合、とりわけ自由党にとり、次期選挙(5月)までに最も重要で、優先すべき課題は「党内求心力の維持」である。自由党は当面の間、再起不能との見方もあり、次回選挙では敗北濃厚であるが、例えそうであっても敗北規模を限定的にすることが、次回選挙で返り咲く為にも極めて重要である。

- NSW州等での深刻な大旱魃への対策
 - 連立先の国民党(農業・牧畜業者が中核支持基盤)への傾業としても重要。
 - ターンブルに比べるとモリソンの方が「土の香のする」国民党議員に受け入れられ易い。
- 他政策も現状維持
 - 次期選挙は来年の5月までには実施されるが、従来と異なる政策を国民に売り込むことは困難。
 - 現状路線維持は、党内権威派の右派からの批判を惹起し、脆弱な求心力を一層弱める危険性。
 - モリソン、フライデンバーグもターンブル保守政権で政策決定過程の中核政治家で、ターンブル政策路線は新政権指導部の政策に近い。
- 党内求心力の維持
 - 党内求心力の維持は中期的にも戦略的に重要。「難戦態勢」ムードを党内に作りだすことが効果的。
 - 保守連合内の目を外敵(野党労働党)に向けさせる。労働党政策への攻撃、ショーテン個人への「Smear Campaign」(組織的中傷)を大々的に展開することが必要。

19

豪州 二大政党選好率・好ましい首相 NewsPOLL調査結果

- 『二大政党選好率』ヘスは最新の下院選挙で記録された選好率の全国宅配データと世論調査の政党支持率を基に算出されたもの。
- 一昨年7月の選挙以降に実施されたNewsPOLL調査は本年10月21日時点で4回目であるが、与党がリードしたのは実にゼロ回、野党リードは(連続)42回、同率2回。
- 『好ましい首相』では与党ターンブル、モリソンが野党のショーテンを10ポイント以上の差をつけリード。

20

豪州の労働組合(1)

- 豪州の労働組合は 日本の「企業別労働組合」とは異なり、産業毎に複数企業従業員により形成される「産業別労働組合」。労働組合規模が大き(10万人以上の組合員を有する労働組合もある。他方、登録されているのは38団体と集約化が進んでいる。日本と比較して、社会に対する影響力が非常に強い。主要な組合は以下の通り。

- ACTU: 豪労働組合評議会(38すべての労働組合が所属する代表組織)
 - 1927年に設立。当初はフォーカサーの組合が中心であったが、81年にはボウノカラーの組合を代表する組合と併せ、双方を代表する組織となる。労働党のアーロン・ボラック大臣、ヘレン・ラッセル、グリーン党野党労働党首は、全員が所属する組織の豪州労働組合評議会(ACTU)の役員を経て政界入りした人物。= かつては労働運動、労働活動の代表であった人物。(注:ACTUの最大の力者である書記長の方で、議長は対外的なACTUの「顔」)
- 過激派組合(Socialist Left)
 - (1)CFMEU: 建設・林業・鉱山・エネルギー組合
 - (2)MUA: 豪家事労働組合
 - (3)AMUW: 製造業労働組合
 - (4)ASU: サービス労働組合
- 穏健派組合(Labor Unity)
 - (1)AWU: 豪州労働者組合(※労働党党首のショーテンはAWU全国書記長を経て07年11月選挙で選出)
 - (2)NLUW: 全国労働組合
 - (3)SDA: 店舗・流通従業員協会
 - (4)TWU: 運輸労働者組合

21

豪州の労働組合(2)

- 登録団体監督委員会(ROC)によると、大手15労働組合の組織率は凋落の一途を辿っており、従って各労働組合の労働組合費収入も大きく減少しつつあるにも拘らず、労組の年間所得は逆に大幅に増加。

- 所得の増加/組織率の低下(FY2002/03年とFY2016/17年の比較)
 - 所得は、総計で394百万ドルであったのが、748百万ドルと、89%の上昇。
 - 最高所得組合は左派系の「建設・森林・鉱業・エネルギー組合」(CFMEU)、75百万ドル⇒139百万ドル(85%)。
 - 最高所得上昇率組合は「通信・電力・配管工組合」(CEPU)で19百万ドル⇒72百万ドル(271%)。
 - 労働組合の定数は、CFMEUで同時に22.6%、CEPUは19.2%。
 - 好戦的な左派系の豪州海運組合(MUA)は、同時に所得は185%↑、組織率は38%↑。
 - ※組織率:公務部門:40%程度、民間部門:10%以下、全体では14%程度。
- 組織率低下理由
 - 社会主義イデオロギー衰退、雇用・産業構造変化、労組への失感感 等。
- 所得増加理由
 - 過去の労組は、労組員から徴収する組合費に強く依存。
 - 現在の労組には、それ以外に様々な収入源がある。労組は特定ビジネスで民間企業と競争し高収益確保。(例えば)所得保障保険、労組が直接 or 経営に関与するビジネスからの収入。労組は雇用者側の企業別協約労働条件交渉に際し、労組ビジネスに被雇用者を加えさせる条件を通じて、収入を得ている。②雇用者が被雇用者退職年金の積立を強制する退職年金 制度も、労組や労組幹部に高収入を提供、保証。③右派の「豪州労働者組合」(AWU)は傘下の労組員、被雇用者にも協定の労使取り決めを保持、不明な資金が雇用者から労組に入る。労組には所得税納税義務は免除。)。
- 今後の見通し
 - 労組の存在意義の希薄化、傘下労組員の権益増進、増進に関する労組の使命感、責任感の希薄化に繋がりが無い。

22

豪州労働2法案=ABCC/ROC設置

- 労働政策は「自由保守連合/労働党」間で差異が最も明瞭な分野(前者:保守連合/後者:労働党)
 - (1)差別 or 団体交渉? (2)第三者の介入か不介入? (3)雇用者寄りか被雇用者寄り? (4)雇用問題は経済の「ババ」拡大か「パイ」分配? (5)雇用削減、失業改善? (6)職の安全や低賃労働条件の保護、増進? ⇒労働党は「労働の強み」を主張し(1991年)、賃金、人材需要「労働に依存」自由保守連合は「労働の影響を、介入し削減」を労働政策の中核としている。
- 労働政策歴史
 - 1933年: ホーク政権(労働)「労働禁止解除・調停法」(1904年)⇒中立的労働関係法に改定。
 - 1996年3月: ハワード政権(保守)「196年雇用関係法」施行⇒MUA対応で大成果、港湾生産性向上。
 - 2005年9月: 同上/建設・森林・鉱業・エネルギー組合CFMEU対応。豪州建築・建設委員会(ABCC)設置。
 - 2006年9月: 同上/Work Choices法成立。
 - 2009年3月: ラッド政権(07年11月~(労働))「Fair Work法」成立。
 - 2012年12月: ラッド政権(07年11月~(労働))/ABCC 廃止。
 - 2016年6月: ターンブル政権(15年9月~(保守))/登録団体監督委員会(ROC)設置法案成立。
 - 2016年11月: 同上/ABCC再設置法案成立。
- 豪州建築・建設委員会=ABCC=(Australian Building and Construction Commission)
 - 建設労組(左派系労組の建設・森林・鉱業・エネルギー組合CFMEUの建設部門、現在は海運組合MUA等と合併してCFMEU)に1の組織を継ぐ。ハワード政権が設置した「建設業界のお付付け」。建設部門の争い行為、労働者従業員の違法行為も減少し生産性も向上。しかし、12年末ラッド政権(労働党)により廃止。ターンブル政権において16年7月選挙の切り替えとなり、16年11月に再設置決定。
- 登録団体監督委員会=ROC=(Registered Organizations Commission)
 - 労働組合の違法行為に対する罰則、運営に係る財務報告の規制を厳格化し労働組合の監督を強化する委員会。

23

労働関連法 比較(1) Work Choice法・Fair Work法

- Work Choice法は2006年3月にハワード政権(保守)により成立。企業側に有利な内容。07年11月に労働党への政権交代の大きな要因になった。それ以降、保守連合にとり大きなトラウマとなっている。
- Fair Work法は2009年3月にラッド政権(労働)により成立。Work Choice法を大きく改定し、被雇用者に有利な内容。現在に至るまで「公正労働法レジーム」の基本となっている。

	Fair Work法	Work Choice法
導入経緯	労働党労働政策	保守連合保守政策
目的	被雇用者に対する公平性・保護拡大を促進	企業側生産性向上を実現し、雇用水準、経済のファンダメンタルズを改善
雇用条件交渉	被雇用者は組合を通じた団体交渉可能	被雇用者は雇用者と直接交渉
不当解雇からの労働者保護	①全ての企業に適用	①従業員数100名未満企業へも適用免除
労働組合の権限	職場への立ち入り制限の拡大	職場への立ち入り制限
労働条件の柔軟性	労働契約内・個別労働条件交渉あり、その範囲内で被雇用者が個別条件交渉可	個別労働条件の法定規定無し
全国最低賃金条件	11項目	5項目

24

労使関連法 比較 (2) Work Choice法・Fair Work法

Work Choice法とFair Work法の『全国最低労働条件』の比較は以下の通り。
Fair Work法によって、『詳細にわたる8項目』が追加された。

項目	条件
1 労働時間	Max. 38時間/週
2 育児休暇	12ヶ月までの無給育児休暇取得可能。
3 年次有給休暇	4週間/年 有給休暇取得可能。
4 個人/介護/引引休暇	年間10日間の有給休暇/介護休暇、2日間の無給介護休暇、引引休暇取得可能。
5 最低賃金	産業・職種ごとに規定
6 地域活動休暇	所管員への招集時、年間10日間までの有給取得可能。緊急災害時のボランティア活動で無給休暇取得可能。
7 永年勤続休暇	各州法、労使協定、労働協約に従った永年勤続休暇取得可能。
8 公休日	休暇取得可能。条件次第では期間外勤務手当あり。
9 解雇予告/手当	雇用主は従業員解雇の場合、勤続年数に合わせた規定日数以上前の解雇通知義務。解雇される従業員は解雇手当の取得権利あり。
10 労働時間の自由裁量	未就学児童の障害を持つ18歳未満の児童を持つ従業員はその世帯の人数、勤務時間、就労形態、就労場所等柔軟な労働条件の要求可能。
11 情報通知義務	雇用主は新規雇用した従業員すべてに雇用労働関係法令上の従業員の権利に関する情報の通知義務あり。

Work Choice法は「公平競争市場」として行われ、Fair Work法は「全国最低労働条件」として行われる。

豪州の外交政策 --- 豪州外交白書 (2017年11月23日)

ターンブル政権は約15年ぶりに、17年11月26日に『外交・貿易白書』を公表。その内容は『従来の外交基本路線からの変更を意味するものではなく、国際情勢の変化に応じて、基本路線の調整を意図したものである。ポイント』は次の通り。

- 豪州の外交・貿易白書：(外交・貿易白書としては今回 3回目)**
 - 豪州としての長期的な外交・貿易戦略をまとめたもの。
 - 97年7月/03年2月(ハワード政権)、12年10月アジア白書(ギラード政権)、17年11月(ターンブル政権)
- 過去、外交白書のポイント**
 - 17年 外交白書**
 - 経済・貿易分野を重視。『政経分離』経済・貿易問題と人権問題を明確に分離。
 - 人権問題に関与する経済活動に課税し、ビジネス優先のビジネス優先的アプローチを前面に。(重要国:米、日、インドネシア、中国の4カ国 としていた)
 - 12年 外交白書**
 - ①安全確保と大きな比重を重視。②中国との相対的軽視。③二国間貿易交渉への傾斜。
 - 12年 アジア白書**
 - ①『21世紀はアジアの世紀』と宣言=地理的ハンパが長所となり繁栄をもたらす。②政府、産業界等 国をあげて、アジアに得意な国づくりに向けに協賛努力。③アジア経済繁栄を享受する為の『通商Grand Strategy』を策定。
- 今回の外交白書ポイント**
 - ①ルールに基づく国際秩序維持(重大に損傷に直面し、それが危機に陥れている)②中国は貿易パートナーとして重要な地位を占める。その軍備増強、国際法等を無視する点に批判。③地域安定のための米国のプレゼンスが不可欠であること
 - ④保険をかけるために、『インド太平洋地域』/『アジア太平洋』で影響力を持ち、民主制度を採用している共通の価値観を持つ重要国(米、日、中国、韓国、インドネシア)との関係強化を主張。

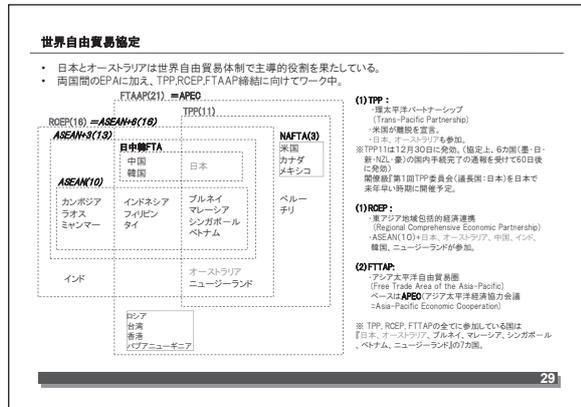
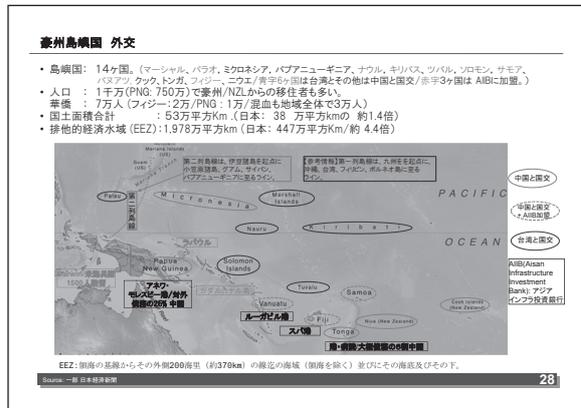
豪州の対中政策

オーストラリアの対中政策は2015年~17年にかけて、中国の影響が拡大に対して、警戒心が高まったが、17年8月以降、軌道修正を行い、『豪中の包括的・戦略的パートナーシップ』推進する政策に転換。

- 中国の影響が拡大(15年~17年)**
 - 重要インフラ: 中国企業によるダーウィントン港の長期(99年間)運営権獲得(15年10月)
 - 政府への影響: インフラジレンス、国会議員への献金問題
 - 南シナ海: 南太平洋等での活動活発化: 一帯一路の下で島嶼国(※)のインフラ支援
 - ⇒今後の対中債務問題。(GDPの25%、18年9月から償還開始、返済遅延可能性)

※島嶼国: 14ヶ国(マーシャル、パラオ、ミクロネシア、パプアニューギニア、ナウル、キリバス、ツバル、ソロモン、サモア、フィジー、ニウエ)南太平洋の島嶼国。パプアニューギニア、ナウル、キリバス、ソロモン、サモア、パプア、クック、トク、ツバル、ニウエの9ヶ国は豪州と自由貿易協定(FTA)を結んでいる。

※これら島嶼国14ヶ国にオーストラリア、ニュージーランドが加わり FTA(Pacific Island Forum)を形成。
- オーストラリアの対応策:**
 - インフラ投資への規制強化
 - 外国からの干渉を防ぐための法改正
 - 豪州からの個人投資家の購入決定(18年6月)
 - ドノニー - 10モンテ島間 海底ケーブルプロジェクトへ無償資金協力、中国企業受注キャンセル要請。(18年9月)
- 豪州政府による関係改善(18年9月以降)**
 - 17年9月豪州のNSW大学での講演で『豪中関係は前向きに評価。『豪中の包括的・戦略的パートナーシップ』推進。『相互尊重、理解に基づいた関係継続+利益追求』
 - モリソン首相の中国訪問発言: 『共通の価値、特に相互尊重に基づき、豪中と長期的に建設的な関係を構築することをコミット。(10月4日)』
 - 中国との関係は活発的に重要(11月1日)
- 労働政策へ対し、豪州の対応策:**
 - 労働法に中国企業が多いこと (2)保守連合との差異化をはかる為、更に対中政策が修正される可能性あり。



豪州 FTA 締結/交渉状況

FTA 締結済み: (10カ国)

- ニュージーランド: 3月'83年
- シンガポール: 7月'03年
- タイ: 1月'05年
- 米国: 1月'05年
- マレーシア: 1月'13年
- 韓国: 12月'14年
- 日本: 1月'15年
- チリ: 1月'15年
- 中国: 12月'15年
- (ベトナムとのFTA発効待ち)

FTA交渉中:

- TPP: 『日本、NZL、ブルネイ、シンガポール、マレーシア、ベトナム』 + カナダ、メキシコ、チリ、ペルー
- RCEP: 『同上』 + 中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、インド、カンボジア、ラオス、ミャンマー。
- GCC: パレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジ、UAE
- Pacific Alliance(チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー)
- インド
- ネシア

ゲストレクチャー

どなたでも参加可能

事前申込不要

参加費無料

日時

12月21日 金

11:10~12:40

会場

5号館3階5304教室



「インド人との付き合い方」

講師

大崎 雄二 氏

インドで働いた体験談

異文化の中での仕事の仕方

日本とインドの関係

日本企業の進出、将来

1975年 (株) トーメン入社
 1983年 科学プラント部からニューデリー駐在
 1995年 電機通信プロジェクト部から再び、ニューデリー駐在
 1998年 同部からスリランカへ駐在
 2003年 豊田通商と合併、2011年定年退職
 2012年 同和サーモテックの子会社に取締役として駐在 (インド・バンガロール)
 2013年 高砂熱学工業インド社に取締役として駐在 (インド・バンガロール)
 2016年 (株) 黒沢建設に顧問として入社、今日に至る
 2018年 JETRO専門員としてインド等を担当し、中小企業を支援、今日に至る



お問い合わせ先

オーストラリア・アジア研究所

Tel.072-641-9476 | Email:cas@otemon.ac.jp

主催：国際教養学部、オーストラリア・アジア研究所

追手門学院大学は2020年にインドとの交流50周年を迎えます



2018年度 追手門学院大学 共同研究会

メルボルン大学はいかにして アジア・オセアニア地域のNo.1大学になりえたのか

今日の教育環境において大学は、資源の集中化、市場の多元化や
教授スタイルの単一化など多くの挑戦に直面しています。

本学の国際共同研究の一環として

メルボルン大学商経学部長のPrakash J. Singh教授を招き、

これから大学はいかに持続的・革新的に発展すべきか

というテーマにした研究会を企画しました。

積極的なご参加お待ちしております！



講師

先見性ある教育方針とは？

成功に至る試行錯誤のプロセス
やオリジナルの方法論とは？

講演は英語、和訳資料あり

事前申込み不要・参加無料



Prakash J. Singh 教授

(メルボルン大学商経学部、
経営・マーケティング研究科科长)

【専門分野】

・サプライチェーンマネジメント

・イノベーションマネジメント

(Journal of Operations Managementなど
世界的学術誌で多数論文掲載)

日時

11月22日(木)

13:20～14:50(受付は13:00～)

会場

追手門学院大学

2号館2階 2204教室

問い合わせ先はコチラ↓

オーストラリア・アジア研究所

〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15

TEL.072-641-9690 Email:cas@otemon.ac.jp



想像もなかった自分史がはじまる

からでる

追手門学院大学

共催：追手門学院大学 経営学部・経済学部・オーストラリア・アジア研究所



University of Melbourne - Success Story

Professor Prakash J. Singh
Head, Department of Management and Marketing
Faculty of Business and Economics

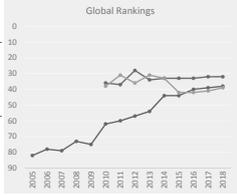


Recent ranking outcomes

- No. 1 in Australia
- Top 5 in Asia/Oceania
- Top 40 in the world

How has this been achieved?

TIMES HIGHER EDUCATION	32
ACADEMIC RANKING OF WORLD UNIVERSITIES	38
QS WORLD UNIVERSITY RANKINGS	39



2



Helpful history of the University....

- Founded in 1850's
- Publicly owned
- Second oldest in the Australia
- Comprehensive coverage
- Research intensive
- Influential alumni network
- Standstone, Group-of-Eight
- 'Establishment' university



3



By the 2000's...

- Well established
- Strong reputation
- General contentment
- Experimented with new models
- Engaged in some risky ventures
- Not sure what future direction to take...




2005 - Change in Leadership



Prof. Alan Gilbert
Vice-Chancellor 1996-2004




Prof. Glyn Davis
Vice-Chancellor 2005-2018

5



Overall Strategic Plan: 'GROWING ESTEEM'

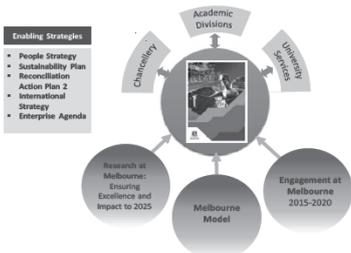
- Triple Helix
 - Research
 - Learning and teaching
 - Engagement
- Three iterations
 - 2005-2009
 - 2010-2015
 - 2015-2020



6



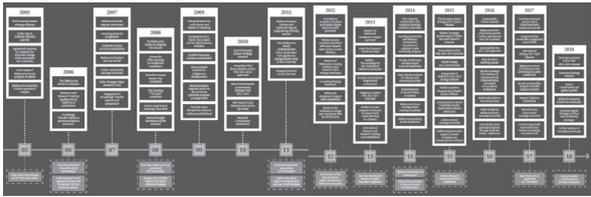
Growing Esteem model



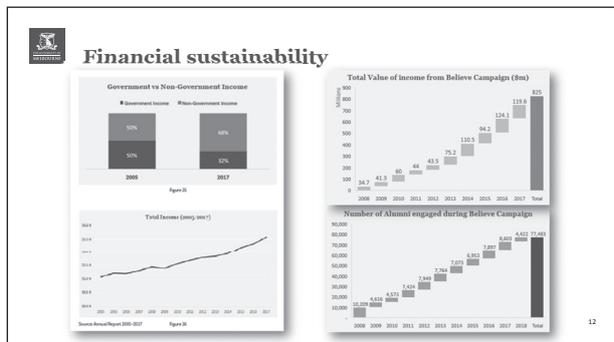
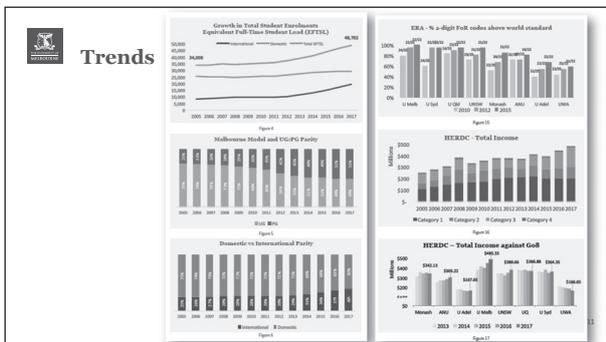
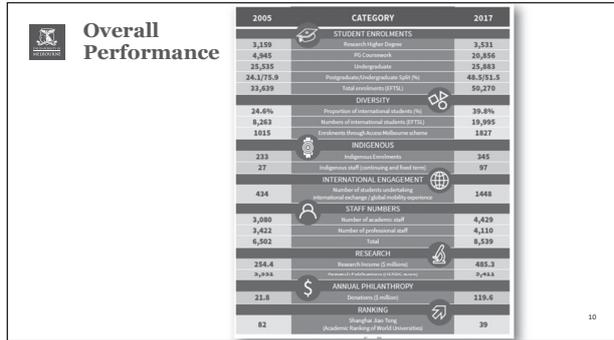
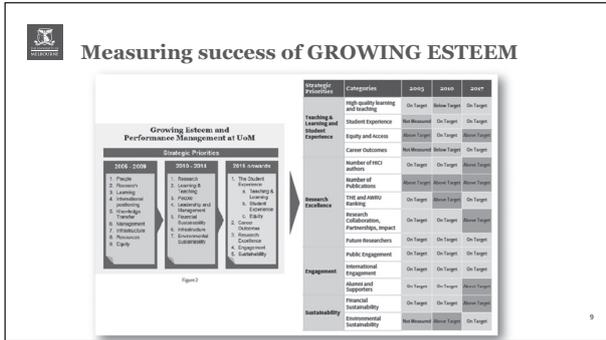
7



Delivering GROWING ESTEEM



8



GROWING ESTEEM Outcomes to date...

- **Research**
 - o Focused on Grand Challenges
 - o Understanding our place and purpose
 - o Fostering health and wellbeing
 - o Supporting sustainability and resilience
- **Teaching**
 - o Curriculum that looks and feels like that of other top universities around the world
- **Engagement**
 - o Strongly connected with alumni, government, business and industry, NGOs, community, donors, etc.

Current situation

- Big pipeline of capital works projects
- Development of new campus
- Investment in student services
- Investment in teaching and research facilities

2018 - Change in Leadership

Some overall observations

- Transformational changes to every aspect have been effected
- Tremendous effort put into getting buy-in from stakeholders
- Essential ethos of an academic institution have been preserved
- Not all aspects of strategy execution have been well conducted
- The University is well placed to compete into the future
- Many challenges still lie ahead
- Textbook example of effecting transformational change

2018年オーストラリア・アジア研究所および所員の活動（1～12月）

- 1月15日：『台湾協会報』1月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「独自色強める蔡英文政権」を寄稿〔担当：近藤〕
- 2月1日：大阪日豪協会役員会新年会〔担当：近藤〕
- 2月15日：『台湾協会報』2月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「拒否された広辞苑修正の申し入れ」を寄稿〔担当：近藤〕
- 3月15日：『台湾協会報』3月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「米台接近を警戒する中国」を寄稿〔担当：近藤〕
- 4月5日：オーストラリア大使館観桜会〔担当：近藤〕
- 4月15日：『台湾協会報』4月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「台湾を揺さぶる中国のアメ政策」を寄稿〔担当：近藤〕
- 5月15日：『台湾協会報』5月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「取り組みが進む潜水艦自主建造計画」を寄稿〔担当：近藤〕
- 5月20日：茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」で講演「なぜシャープは鴻海に買収されたのか」〔担当：近藤〕
- 6月9日：追手門学院大学茨木キャンパスにてダイキン工業株式会社の神野仁志執行役員、および、メルボルン大学のPrakash J. Singh教授を招き、「日豪の製造業におけるイノベーションとオペレーション戦略」をテーマとした講演会が行われ、本研究所から本学の日豪交流活動などについて報告し、当日の全体司会役を務めた。〔担当：近藤、崔〕
- 6月15日：『台湾協会報』6月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「折り返し点を迎えた蔡英文政権」を寄稿〔担当：近藤〕
- 6月16日：追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所公開講座で講演「台湾に残る日本統治時代の遺産」〔担当：近藤〕
- 6月16日：兵庫県立明石南高等学校でオーストラリアに留学する学生に講演「オーストラリア文化講演会」〔担当：崔〕
- 7月2日：一般社団法人・大阪能率協会アジア・中国事業部6月例会で講演「トランプ政権下の米中台関係」〔担当：近藤〕
- 7月11日：関西日豪協会総会・講演会・懇親会〔担当：近藤、櫻庭、崔〕
- 7月15日：『台湾協会報』7月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「台湾の表記変更で当局が日航と全日空に抗議」を寄稿〔担当：近藤〕
- 7月31日：大阪日豪協会総会・講演会・サマーナイトパーティー〔担当：近藤、櫻庭、崔〕
- 8月4日：追手門学院大学オープンキャンパスにてディジュリドゥ奏者の三上賢治氏を招き、ディジュリドゥ演奏会が行われ、本学の水野浩児教授が当日の全体司会役を務められ、本研究所から本学の日豪交流活動などについて報告した。〔担当：近藤〕
- 8月15日：『台湾協会報』8月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「広がる米中貿易戦争の影響」を寄稿〔担当：近藤〕
- 8月19日：追手門学院大学オープンキャンパスにてディジュリドゥ奏者の三上賢治氏を招き、ディジュリドゥ演奏会が行われ、本学の水野浩児教授が当日の全体司会役を務められ、本研究所から本学の日豪交流活動などについて報告した。〔担当：崔〕
- 9月1日：一般社団法人・大阪能率協会機関誌『産業能率』2018年9-10月号に「トランプ政権下の米中台関係」を寄稿〔担当：近藤〕
- 9月10日：大阪日豪協会役員会〔担当：近藤〕

- 9月15日：『台湾協会報』9月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「『暗黒の歴史』を伝える人権博物館」を寄稿 [担当：近藤]
- 9月22日：大阪日台交流協会9月例会で講演「台湾の民主化における『彭明敏事件（自救宣言）』の役割検証」 [担当：近藤]
- 9月24日：追手門学院大学茨木キャンパスにて在大阪オーストラリア総領事デイビッド・ローソン氏を招き、オーストラリア講演会が行われ、本研究所長が当日の全体司会役を務めた。[担当：近藤]
- 10月5日：台湾双十節レセプション [担当：近藤]
- 10月15日：『台湾協会報』10月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「揺らぐバチカンとの外交関係」を寄稿 [担当：近藤]
- 10月21日：茨木市立男女共生センター ローズWAMにてジャダブプル大学出版のデヴリナ・ムケルジー氏を招き、「インド社会と村上春樹～現代インドの読書経験～」をテーマとした講演会を茨木市と共同で行った。本研究所から本学のアジアに関する教育・研究活動について報告し、当日の全体司会役を務めた。 [担当：近藤、小松]
- 10月27日：追手門学院大学将軍山祭にてディジュリドゥ奏者の三上賢治氏を招き、ディジュリドゥ演奏会・ワークショップ・アボリジナル文化について講演会が行われた。本研究所から本学の日豪交流活動などについて報告した。[担当：近藤]
- 11月10日：茨木市生涯学習センターきらめきにて茨木市と追手門学院大学開催の連携講座「アジア・オーストラリアと日本」で講演「現代インドをめぐる諸問題」 [担当：小松]
- 11月12日：大阪日豪協会役員会 [担当：近藤]
- 11月15日：『台湾協会報』11月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「与党苦戦で迎える統一地方選」を寄稿 [担当：近藤]
- 11月17日：茨木市生涯学習センターきらめきにて茨木市と追手門学院大学開催の連携講座「アジア・オーストラリアと日本」で講演「イノベーション・マネジメントの実現－日豪の事例を中心に－」 [担当：崔]
- 11月22日：追手門学院大学茨木キャンパスにてメルボルン大学のPrakash J. Singh教授を招き、「メルボルン大学はいかにしてアジア・オセアニア地域のNo.1大学になりえたのか」をテーマとした講演会が行われ、本研究所から本学の日豪に関する教育・研究活動について報告し、当日の全体司会役を務めた。[担当：近藤、崔]
- 11月24日：茨木市生涯学習センターきらめきにてデリー大学のアルパナー・ミシュラ氏を招き、「今インドで女性として書くこと：ヒンディー語作家とその読書経験」をテーマとした講演会を茨木市と共同で行った。本研究所から本学のアジアに関する教育・研究活動について報告し、当日の全体運営ならびに通訳を務めた。[担当：近藤、小松]
- 11月26日：追手門学院大学茨木キャンパスにて三菱商事株式会社の高田光進氏を招き、「オーストラリアの政治・外交の現状」をテーマとした講演会が行われ、本研究所長が当日の全体司会役を務めた。[担当：近藤]
- 11月27～28日：マレーシアのIUMW 大学(本学協定校)にて開催された国際学会で、本研究所員が招かれ、基調講演を行った。 [担当：藤川]
- 12月2日：毎日新聞朝刊書評欄の「この3冊」(テーマ=米中台関係)に寄稿 [担当：近藤]
- 12月11日：『エコノミスト』に「台湾統一地方選 与党・民進党大敗で苦境に立つ蔡英文政権」を寄稿 [担当：近藤]
- 12月14日：追手門学院大学「短期海外セミナー 台湾・静宜大学コース」事前研修で講義「中台・日台関係の歴史と現状」(1回目) [担当：近藤]
- 12月15日：『台湾協会報』12月号の連載コラム「最近の台湾情勢」に「民進党の統一地方選大敗で不透明化する総統選」を寄稿 [担当：近藤]
- 12月15日：第16回日本台湾学会関西西部会研究大会で発表「台湾の民主化における『彭明敏事件』の役割再考」 [担当：近藤]
- 12月17日：大阪日豪協会クリスマスパーティー [担当：近藤、櫻庭、崔]

- 12月21日：追手門学院大学「短期海外セミナー 台湾・静宜大学コース」事前研修で講義「台湾の経済」（2回目）[担当：近藤]
- 12月21日：追手門学院大学茨木キャンパスにて株式会社KTBの大崎雄二氏を招き、「インド人との付き合い方－様々な多様性の中で－」をテーマとした講演会が行った。本研究所員が当日の全体司会役を務めた。
[担当：小松]
- 12月23日：追手門学院大学「短期海外セミナー オーストラリア・パースコース」事前研修で講義「What do you know about Australia? ～もっと知ろう オーストラリア～」[担当：崔]

Notes for contributors

The Editorial Board of *The Journal of Australian and Asian Studies* welcomes contributions from all countries. All submissions to the journal should conform to the requirements below.

Categories of manuscripts: 'Articles,' 'Research Notes' and 'Reviews'.

(The Editorial Board only accepts manuscripts that have not been previously published and are not under considerations for publication elsewhere.)

Date for publication: scheduled in next March on an annual basis.

Deadline for the receipt of manuscripts: the end of September on an annual basis.

If a smooth decision is made by the Editorial Board after its review, the manuscript will appear in the latest issue.

Inquiries and manuscripts should be forwarded to:

Editorial Board of The Journal of Australian and Asian Studies
The Center for Australian and Asian Studies, Otemon Gakuin University
2-1-15 Nishiai, Ibaraki-shi, Osaka 567-8502
Phone; 072-641-9667 Fax: 072-643-9476 E-mail; cas@otemon.ac.jp

(Please send to the Editorial Board by post one copy of the printed version of the manuscript as well as its data saved in a USB Flash Drive or CD-R.)

General Submission Guidelines

1. It is understood that manuscripts submitted to *The Journal of Australian and Asian Studies* have not been previously published. The manuscript categories are; 'Articles', 'Research Notes' and 'Reviews', all of which should be concerned with Asia, Australia and its related areas and countries.
2. All kinds of submitted manuscripts are reviewed by the members of the Editorial Board, including some outside reviewers. Manuscripts judged to be inconsistent with the objective of the journal will be rejected. In some cases acceptance may be conditional on improvements being made. Regardless of the results, manuscripts will not be returned to the authors.
3. 'Articles' should not exceed the following length (including figures and tables etc.); 24,000 characters in Japanese; or 12,000 words in English.
4. Both 'Research Notes' and 'Reviews' should not exceed the following length (including figures and tables etc.): 12,000 characters in Japanese; or 6,000 words in English.
5. Manuscripts should be prepared by using word-processing software, and they should be written in Japanese or English. Please list the names of co-authors following the first author, if applicable.
6. Manuscripts written in Japanese should include the author's name, affiliation, and the title in both English and Japanese, as well as an abstract (maximum 300 words) in English. Please also indicate if the author is such as a post-graduate student or research student. In principle, translated abstracts must be checked by a qualified native speaker of English prior to submission (or after acceptance). The Editorial Board will not correct any errors in the abstract.
7. Footnotes may be used in the manuscripts, but not endnotes. All works referred to must be listed at the end of the manuscripts.
8. Diagrams (including graphs and photographs) and tables should be given headings and numbered in order. Their locations in the text should be clearly identified.
9. Authors will receive first and second proofs. These proofs should be corrected and returned to the Editorial Board. Significant changes should be avoided at the proof stage.
10. *The Journal of Australian and Asian Studies* is published in electronic media. It is a condition of publication in the journal that authors transfer all copyright, including publishing, reproducing and archiving 'Articles', 'Research Notes' and 'Reviews', to the Center for Australian and Asian Studies who has succeeded the Center for Australian Studies, Otemon Gakuin University.
11. After publication, 'Articles', 'Research Notes' in PDF format will be available on the website of the Center for Australian and Asian Studies, the Institutional Repository of Otemon Gakuin University and CiNii (a database system run by the National Institute of Informatics).
12. It is the responsibility of the authors to obtain permission from the copyright holder(s) of texts, diagrams, pictures, and charts when reproducing them in their own manuscripts, as well as for including them in the archives on the three websites mentioned above.
13. Except the above mentioned websites, for all other use, permission will be sought from the authors.

(Revised in November 2016)

投稿案内

「オーストラリア・アジア研究紀要」編集委員会は、広く国内外の研究者による投稿を受け付けています。投稿を希望される方は事前にお問い合わせのうえ、投稿規程にしたがってご投稿ください。

- ①募集原稿：「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」(すべて未発表のものに限る)。他誌との重複投稿はご遠慮ください。
- ②刊行時期：年1回、翌年3月発行予定
- ③締め切り：毎年9月末日必着。審査の結果、最短期間で採択が決定すれば当該年度の号に掲載可能です。
- ④原稿送付・問い合わせ先：
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15
追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
「オーストラリア・アジア研究紀要」編集委員会
TEL: 072-641-9667 Fax: 072-643-9476 E-mail: cas@otemon.ac.jp
(印刷した投稿原稿正本1部とUSBメモリーまたはCD-Rを郵送してください。)

投稿規程

1. 募集原稿は、未発表のものでかつオーストラリア・アジアとその関連諸国・地域に関する「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」とする。
2. いずれの原稿も、編集委員および外部委託を含む複数名の審査を経る。その結果、本誌の趣旨にそぐわないと判断された場合には投稿を却下することがある。また採択の場合も、修正を条件とすることがある。なお、採否にかかわらず原稿は返却しない。
3. 「論文」は、本文・図表等を含め、和文の場合は24,000字以内、英文の場合は12,000語以内とする。
4. 「研究ノート」、「資料紹介」は、本文・図表等を含め、和文の場合は12,000字以内、英文の場合は6,000語以内とする。
5. いずれの原稿も本文はワードプロセッサで作成し、言語は日本語または英語とする。なお、共著の場合は筆頭著者以下、共著者名を並記する。
6. 和文原稿には、和英両文の氏名・所属・題名および英文要旨(300語程度)を付す。大学院生・研究生等の場合はその旨を明記する。要旨は原則としてネイティブチェックを受けること(採択決定後でも可)。編集委員会では訂正しない。
7. 注は脚注、参考文献は巻末とする。
8. 図(グラフ・写真等を含む)および表はそれぞれに通し番号と題名を付し、本文中にその挿入箇所を明記すること。
9. 著者校正は再校までとする。校正段階での大幅な加筆・修正は認めない。
10. 本誌は電子媒体で刊行する。本誌に掲載された「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」の公衆送信権・複製権を含む著作権は全てオーストラリア研究所を引き継いだオーストラリア・アジア研究所に帰属する。
11. 刊行後は、本研究所のホームページ、追手門学院大学リポジトリおよびCiNiiへバックナンバー(PDFファイル)として公開する。
12. 原稿内に第三者著作による文章、図、写真、表等を転載する場合は、本学の二次的利用を含め投稿者が著作権者の許諾を得るものとする。なお、二次的利用とは本研究所のホームページ、追手門学院大学リポジトリおよびCiNii等への掲載を指す。
13. 本研究所は、本紀要に掲載された「論文」、「研究ノート」および「資料紹介」を著者に無断で上記以外の出版物やアーカイブ上に転載することはない。

(2016年11月改定)

執 筆 者 紹 介 (掲載順)

高 橋 孝 治 (立教大学 アジア地域研究所 特任研究員)
神 野 仁 志 (ダイキン工業株式会社 執行役員)
Prakash J. Singh (メルボルン大学 教授)
小 松 久 恵 (追手門学院大学 国際教養学部 講師)
崔 宇 (追手門学院大学 経営学部 准教授)
加賀爪 優 (京都大学 名誉教授)
デヴリナ・ムケルジー (ジャダププル大学出版・編集者)
アルパナー・ミシュラ (デリー大学 教授)
高 田 光 進 (三菱商事株式会社 金属グループ 顧問)
デイビッド・ローソン (在大阪オーストラリア総領事館 総領事)
大 崎 雄 二 (株式会社黒沢建設 顧問)

.....
編集委員

崔 宇・藤川 武海・小松 久恵
.....

オーストラリア・アジア研究紀要 第3号

2019年3月27日 発行

発 行 者 オーストラリア・アジア研究紀要編集委員会

発 行 所 追手門学院大学 オーストラリア・アジア研究所
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2丁目1-15
電話 (072) 641-9667

印 刷 所 川西軽印刷株式会社
